

提出された案件は次のとおり

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員 (12名)

1 番 小林 孝昭	2 番 安川 禎幸
3 番 高橋 紳章	4 番 丸山 康夫
5 番 平野 龍彦	6 番 安川 繁典
7 番 入江 政行	8 番 黒川 悟
9 番 鳴海 圭矢	10 番 白水 英至
11 番 藤木 泰	12 番 古賀ひろ子

欠席議員 (なし)

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 太田 美和

書記 中山 直子

書記 五所 万典

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……………	安川 茂伸	副町長 ……………	原田 和幸
副町長 ……………	一木 孝敏	教育長 ……………	佐々木壮一朗
総務課長 ……………	工藤 正人	危機管理課長 ……………	太田 一男
財政課長 ……………	中西 敏光	まちづくり課長 ……………	瓦田 浩一
税務課長 ……………	田口 嘉輝	会計課長 ……………	大神 隆史
住民課長 ……………	八島 勝行	健康福祉課長 ……………	尾上 靖子
環境農林課長 ……………	久我 政克	管財課長 ……………	矢野 量久

都市整備課長 …………… 藤木 義和 上下水道課長 …………… 前田 友博
学校教育課長 …………… 川畑 廣典 社会教育課長 …………… 佐伯 剛美
こどもみらい課長 …… 飯西 美咲

10時00分開議

○**議会事務局長（太田美和）** 起立願います。礼。おはようございます。着席願います。

本日の議事日程第3号を表示しておりますので、御確認願います。

○**議長（古賀ひろ子）** 改めまして、おはようございます。

本日の会議を開きます。

日程第1. 一般質問

○**議長（古賀ひろ子）** 日程第1、一般質問に入ります。

通告順に従って質問をお願いします。

通告番号1番。4番、丸山議員。

○**議員（4番 丸山康夫）** 4番、丸山康夫です。

6月定例議会で最初の一般質問であります。動画配信も多くの方に御覧いただいていることに感謝いたします。住民目線で町の課題を整理し、しっかり掘り下げていくとともに、これまで以上に町民の皆様に分かりやすい一般質問を心がけたいと思っております。

さて、今回の一般質問1問目は、自治会への加入をどう進めるのか。サブタイトルに、地域コミュニティ課の設置で何が変わるのか、と題して行いますのでよろしく願いいたします。

最初に、この質問を行おうと思うに至った経緯を説明させていただきます。私も自分が住んでいる自治会で役員の順番が回ってきました。3月から自治会定例会に出席しておりますけれども、定例会での話題の約半分は自治会への未加入世帯や脱会を申し出られた世帯へどう対応するのかといったことで占められています。私の自治会では未加入世帯の数は約5%とかなり少ないほうだと思いますけれども、未加入世帯に対する自治会費の負担をどうするのか、この問題1つを取り上げても話は尽きません。まず、その請求方法や徴収方法をどうするのか。そもそも自治会員でない世帯に対し自治会費という名目で請求するわけにもいきませんから、寄附金や協力金あるいは賛助金名目で請求するのがよいのか。それならば請求ではなくお願いになるんじゃないのか。そうすると脱会された世帯に対してなぜ自治会側が頭を下げてお願いしなくてはならないのか。強制的に徴収する方法はないのかといった話が延々と続いています。また、自治会未加入世帯は、先日、全町的に開催されましたラブアース・クリーンアップには参加されませんし、しかしながら未加入世帯の前だけ掃除しないというわけにもいきません。共有道路などはもちろん隣組の皆

さんで剪定や清掃活動を行っています。防犯灯の電気代も自治会費の中から支払われており、その地域で生活していく以上、自治会からは多くの恩恵は受けておられます。自治会役員としても脱会を申し出られた世帯に対して、はいそうですかと二つ返事で認めるわけにもいかず、まずは組長さんに説得に行っていただき、それで駄目なら自治会長と組長さんが一緒に行って話をされています。お会いできないときは手紙を投函するなどの対策も行っていきます。自治会長も多くの仕事があるため、未加入世帯だけの対応を行っていくわけにもいきません。このような状況が続きますとますます自治会長はじめ、自治会役員の成り手がなくなってしまい、悪循環に陥ってしまいます。多くの自治会でこのようなやり取りが続いているんじゃないでしょうか。

また、先日、校区コミュニティの代表者の方々と議会改革調査特別委員会小委員会のメンバーで防災をテーマに座談会を行いました。その際も自治会未加入世帯への対応が大きな問題となっていることが浮き彫りになりました。コミュニティ側としましては、自治会に加入していようが加入していなかろうが、校区コミュニティの一員という考え方に立っていただいています。しかしながらコミュニティを構成する自治会としては、未加入世帯に対して、災害が発生した際の対応や支援は難しいといった意見もあるようです。今後、自主防災組織の組織化が進み、自治公民館での避難場所運営も自主防災組織にお願いすることになってくると思われれます。他の市町村の事例として、自治会未加入者が公民館などの避難所に避難されてきても中に入れてもらえないといった事案も報告されているようです。また、自治会未加入世帯で火災が発生しても自治会から運営助成金が出されている消防団は消火活動に参加せず、消防署のみで消火活動を行うケースも発生しているそうです。まさに地域の分断という事態が発生しています。この地域の分断を食い止め、誰もが生き生きと暮らせる地域を構築していくためにも、自治会未加入問題に早急に有効な手だてを打つことが本町の喫緊の課題であると認識しています。

さて、町も7月1日付で行われる機構改革で地域コミュニティ課を設置します。小学校区コミュニティや自治会の活性化に本腰を入れて取り組もうとする意気込みが伝わる改革だと私は評価しております。先ほど述べたように本町では自治会への加入率の低下が大きな課題となっており、自治会離れが加速すると小学校区コミュニティの活動にも大きな影響が出ると思われれます。町運営の根幹である自治会への加入率を向上させ、町の活性化を図るために町として今後どう取り組むのか、どう対策を打っていくのか、これを聞きたいと思います。

最初の質問に入りますが、自治会への加入状況及び推移についてお尋ねします。個別の自治会の加入率も把握しておられると思いますけれども、例えば大型団地や町の中心部など、大まかな地域分けを行った上で回答してください。また、加入率が高い自治会は何%ぐらい加入しているのか、また低い自治会は何%と出していただけるとありがたいです。

加えて、町からコミュニティを通して各自治会にお渡ししている運営補助金の算出方法について

ても併せて回答していただけますとありがたいと思っています。

よろしく願います。

○議長（古賀ひろ子） 瓦田まちづくり課長。

○まちづくり課長（瓦田浩一） よろしく願います。

まず、説明に入る前段としまして、当町におきます自治会加入率の算定方法について御説明をさせていただきます。

毎年、年度当初の4月1日時点の加入世帯数を全自治会から御報告いただきまして、同日の住民基本台帳上の世帯数で割って算定をいたしております。自治会に加入される際には、住民票上は世帯分離していても1世帯として加入されることが多く、実際の加入率は算定値より高いものと予測されます。それを踏まえまして、自治会加入状況につきましては、当町の48の自治会は構成世帯数にばらつきがあり、住宅等の立地環境も様々でございます。幾つか申し上げますと、大型のまず住宅団地の自治会では比較的加入率が高い傾向があります。数字で申し上げますと85%以上というところもあります。それと逆に、ミニ開発、小さなアパートとかそういうのが建っております新興住宅が混在してきておる歴史の古い自治会におかれましては、50%を切っているという自治会があるということも町としては把握しておるわけでございます。全体としての加入状況は、令和5年4月1日現在、74.94%で年々微減している状況でございます。

以上でございます。

○議長（古賀ひろ子） 丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） ちょっとショッキングですね。74%ということで、一瞬ショックを受けました。あと自治会にお渡ししている運営補助金の算出方法、これもちょっとお答えいただきたいと思いますが。

○議長（古賀ひろ子） 瓦田課長。

○まちづくり課長（瓦田浩一） すみません。1件質問を漏らしておりました。

町からの補助金につきましては、コミュニティを通してお渡ししておるわけですが、その補助対象につきましては、それぞれの自治会であくまで加入促進に努力してあることは存じておりますけれども、実態はあくまで加入世帯数で算定をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（古賀ひろ子） 丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） 先ほど言われたように加入率が低いところには当然補助金も少なくなってくると。そうすると活動が萎縮してしまう、そういった流れがこの自治会加入率に拍車をかけているんじゃないかなとこういうふうにも思いますけれども。

2つ目の質問に入ります。町として自治会離れが加速するとどのような不都合が生じると考え

ているのか、回答してください。できれば第7次総合計画を推進していく上でどのような不都合が生じているのか、こういった観点でも回答いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子） 瓦田課長。

○まちづくり課長（瓦田浩一） 回答させていただきます。

地域の中で住民それぞれの関係性が希薄化し、社会的な孤立が深まる可能性があるというふう
に町は捉えております。そのような状況が深刻化をすれば、地域における組織的な防犯意識の弱
まりや災害時の住民の避難行動等への深刻な影響が懸念をされます。自治会は地域コミュニティ
を形成する重要な基盤の1つであることから、自治会離れが急速に加速するという事は、地域
コミュニティの根幹が弱まることにつながる可能性があるというふうにも考えております。

また、第7次宇美町総合計画が4月から発効しておりますけれども、町の将来像実現に向けた
6つの基本目標において、まちづくりの取組を行う上で行政と地域、民間事業者等が共に力を合
わせて進めていくことから、地域コミュニティが果たす役割は非常に重要なものというふう
に考えております。

以上でございます。

○議長（古賀ひろ子） 丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） 一応ちゃんと不都合が生じているんではないですか。積極的なこれ
からそこに対して打つ手が出てくると本当にありがたいと思っているんですけども、なかなか
今まで打つ手がないみたいな感じで捉えています。

3つ目の質問に入りますけれども、なぜ自治会離れが加速しているのか、その理由を知らな
ければ対策も講じられないと思いますけれども、そういった意味で住民意識調査等を行って
おられますか。回答してください。

○議長（古賀ひろ子） 瓦田課長。

○まちづくり課長（瓦田浩一） 住民全体を対象としまして自治会加入を問うような独自の住
民意識調査は行っておりませんが、令和3年10月に実施をいたしました第7次宇美町総合
計画の策定のための町民意識調査の中で、地域活動への参加状況と参加意向を問う項目
を設けておりました、その結果としまして、地域活動への参加状況に「参加している」と
いうのが18.3%、「参加していない」というのが73.8%という数字が残っております。

また、今後の地域活動への参加意向は、「参加したい」というのが34.6%、「参加する
つもりはない」が57.5%という結果が出ております。回答者の多くが、地域活動への
参加意向が低い傾向であり、町にとって重要な課題と捉えるべきであるというふう
に認識をしております。

以上でございます。

○議長（古賀ひろ子） 丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） 次の質問でお尋ねしますが、なぜ自治会に加入したがないのか、地域の活動に参加したくないと思う人がいるのか、その理由をぜひ深掘りしていかないと解決にはつながらないんじゃないかなと思います。

4つ目の質問に入りますが、町として自治会離れが進む要因、これをどう捉えておられますか。先ほども聞いたように、意識調査も何もしていないので、そのあたり把握しておられるかどうか分かんないですけど、ぜひ回答してください。

○議長（古賀ひろ子） 瓦田課長。

○まちづくり課長（瓦田浩一） 自治会離れにおきましては、宇美町に限った話ではなく全国的な問題となっております。その要因としては、少子高齢化が急速に進行するとともに、個人の価値観や生活様式が多様化をしております。また役員の高齢化や次世代の担い手不足などにより、地域の人々の暮らしを支える主体としての自治会の力が若干弱くなっておるといこともございまして、加入することのメリットを感じられなくなって自治会加入者が減少していく自治会離れにつながっているのではないかというふうに考えております。

○議長（古賀ひろ子） 丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） そこで次の質問に入りますが、これまでに町が行ってきた自治会離れに対する具体的な方策、これを説明していただきたいです。私の目からはほとんど何もやっていないんじゃないかなと映ってしまうわけなんですけど、ぜひ具体的に回答していただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（古賀ひろ子） 瓦田課長。

○まちづくり課長（瓦田浩一） これにつきましては、大きく議員が言われるように見えている部分はないのかもしれませんが、町としては地道にやらせていただいているんですけれども、毎年、自治会の持つ役割や重要性、運営の方針、加入促進等についてまとめた自治会活動ハンドブックというものがございます。これを作成しまして、自治会長や小学校区コミュニティ運営協議会役員が出席をされる年に1回やっております地域コミュニティ説明会において説明を行いまして、地域活動を行う上での支援を行っておるものでございます。ちなみに令和2年から4年度につきましては、コロナ禍で説明会ができておりませんが、資料としては提供をさせていただいております。

また、転入・転居等の異動届時に住民課の窓口におきまして、対象者に自治会長の連絡先をお知らせし、自治会への加入を促しております。その際に自治会加入促進のチラシをお配りしておりますけれども、そのチラシの内容につきましては、自治会長会と協議をしながら作成したものでございます。

加えて、自治会や小学校区コミュニティの活動を知り、その重要性について御理解いただくことが重要ですので、定期的に全戸配布の町広報で元気な地域コミュニティとして地域活動についての周知を行ってまいりました。ちなみに直近の広報うみの5月号におきましては「自治会に加入しましょう」というストレートな表題で記事を掲載させていただいております。

以上でございます。

○議長（古賀ひろ子） 丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） 今言われました町が作成しているリーフレット、これですね。自治会長が作成しているリーフレット手元に持っていますけれども、春日市が発行しているリーフレットを手に入れましてコピーを持っていますけれども、これと見比べるとかなり見劣りしてしまうんですよね、やはり。ぜひ研究を重ね、未加入世帯が思わず手に取りたくなるような、そして開いてみたくなるようなリーフレットを作成していただきたいなところと思っています。

また先日、自治会活動のハンドブック、これも恥ずかしながら初めて手にいたしました。中を見ますとなかなか立派な冊子で、出来栄えはかなりよいと思っていますけれども、自治会長さんお一人持っていてなかなか活用は進みませんよね。せめて自治会の4役ぐらいには配付していただくと活用の幅も広がるんじゃないかと思っていますが。

次の質問に入りたいと思います。自治会未加入世帯の対応は各自治会によってどうしても大きな違いがあるようです。「北風と太陽」という物語を御存じかと思っておりますけれども、自治会未加入世帯に対して冷たく突き放すやり方と温かく見守っていくやり方ですね。太陽だと例えばラブアースのときなどの一斉清掃のときに、未加入世帯に対しても家の前も一緒に清掃してあげる、草取りもしてあげる、自治会からの情報も積極的にお届けしていく、災害時に避難指示が発令された場合にも積極的に声を掛け合う、そういったことの一例じゃないかなと思います。自治会未加入世帯に対する各自治会の対応を町として把握しておられるのでしょうか。ぜひ回答してください。よろしくお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子） 瓦田課長。

○まちづくり課長（瓦田浩一） 先ほどからの御質問にも回答しておりますけど、自治会ごとの対応につきましては、申し訳ございませんが詳細に把握はいたしておりませんが、自治会加入促進につきましては、先ほど私ども御紹介しました自治会活動ハンドブックにお示しをしておる部分もございますので、各自治会でこれを参考にしながら取り組まれておるようでございます。先ほど説明しましたチラシに併せまして——利用して、逆に独自に自治会で作成したチラシこれを活用されているところもあるようでございます。先日、校区コミュニティごとの会議に参加させていただいたときに、ある自治会では根気強くコミュニティ広報紙や自治会からのお知らせなどを未加入世帯にポスティングしているというところもあるというふうにお聞きしております。

以上でございます。

○議長（古賀ひろ子） 丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） そのあたりをしっかりと把握することによって今後の対策も見えてくるんじゃないかなとこう思っていますけれども、次の質問に入りますが、各自治会への対応も温かく見守り手を差し伸べ続ける自治会もあれば冷たく突き放すのも各自治会の判断であると思います。しかしながら、先ほど他市町の報告にもあったように、災害が発生した場合でも避難所から締め出すあるいは避難誘導も手伝わない。万一、被災されて浸水や土砂が流れ込んだ場合でも支援活動など一切やらない、これはどうかなと思っています。

自治会は任意団体であり、その判断は各自治会に委ねるべきであると思いますが、自治会役員も毎年改選しております。その都度判断していくことも難しくなるんじゃないかなと思っています。町として各自治会に対してある程度の加入促進対策などの指針を示すべきだと思っていますけれども、ぜひ見解を求めたいと思います。

○議長（古賀ひろ子） 瓦田課長。

○まちづくり課長（瓦田浩一） 何度も登場させておりますけれども、まだ周知が足りないということでございますけれども、自治会加入促進対策の指針としましては、町としては自治会活動ハンドブックというのにまとめておるといふふうに認識をしております。例えば未加入者に対して加入を促進する際の戸別訪問の在り方や、タイミング、加入しやすい雰囲気づくり、また自治会活動の不安感、負担感を和らげるための工夫として、高齢者や子育て世帯への役員のルールを自治会で決めるなどの提案をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（古賀ひろ子） 丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） 次の質問に入りますが、町として、このまま対策はしていないとは言いませんけれども有効な手だてが打てなければ、毎年自治会への加入率は低下し続けると思います。これまでどおりのやり方だったら低下していくのは目に見えているんですよ。町として自治会離れを食い止めるためにも、ある程度の数値目標も必要じゃないでしょうか。今後何らかの対策を打っていくと期待していますけれども、それが有効に機能しているかどうか、検証する際の材料も必要ですね。ぜひ自治会加入に関する数値目標を設定すべきではないかと思っていますが、見解をお示してください。これは、各自治会に数値目標を設定せよと言っているんじゃないです。町としての数値目標設定、いかがでしょうか。

○議長（古賀ひろ子） 瓦田課長。

○まちづくり課長（瓦田浩一） 自治会加入に関する数値目標を設定すべきではという御質問でございますけれども、自治会加入率の算定方法が必ずしも正確でないこと、また、そもそも自治会

加入自体というのが、ちょっと申し上げにくいんですが、あくまで任意によるものであるということから、単純に何%を目指すという数値目標を設定することがそぐわないように町のほうは考えております。

○議長（古賀ひろ子） 丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） ではどのようにしてあなた方が打った政策が成功しているか、していないか、どうやって判断するんですか。回答は要りませんが、そのあたりしっかりと町としての数値目標を設定して、そこに向かって全員でしっかり力を入れていく、そういった取組が私は必要になってくるんじゃないかなと思いますけれども、7月の機構改革で地域コミュニティ課を設置し、まちづくり課にあったコミュニティと自治会の活性化に関する分野と、危機管理課にあった防災・防犯分野を統合したことについて、これは大きな期待が持っています。私も持っています。自治会への加入促進も、防災という観点から進めていくと住民の皆様にも伝えやすいと思いますし、自治会加入のメリットも分かりやすいと思います。私の中では大きく評価したいと思っておりますが、この取組が自治会未加入問題に風穴を空け、突破口になることを期待しております。そこで、機構改革で地域コミュニティと防災とを組み合わせた意図、ここを明確に説明していただけますか。よろしくをお願いします。

○議長（古賀ひろ子） 工藤総務課長。

○総務課長（工藤正人） 機構改革に絡む部分の御質問ですので、総務課のほうからお答えいたします。

まずは、地域コミュニティ課を新設する理由について述べさせていただきますが、これは、宇美町地域コミュニティ推進計画というのがございまして、これに基づきまして地域コミュニティのあるべき姿に向かって地域課題の解決、それから地域の活性化、地域自治の確立、これをより一層図ること、これを目的として新設するものでございます。

次に、御質問の地域コミュニティ課と防災を組み合わせた理由についてでございますが、今回の機構改革の視点、目的の1つに、町長が掲げる5つのビジョンの実現に向けて第7次宇美町総合計画の政策体系に対応した行政組織機構の構築、これを挙げておりました。そうした中、総合計画の基本目標6の中には、「町民と行政がパートナーとなり共働で『まちの魅力』をうみだすまち」を達成するため、地域活動や町民活動が活発な町の特性を活かして、町民と行政それぞれが知識・経験を活かしながら、お互いをパートナーとして認め合い、共働で魅力ある町を目指すとしております。

また、基本目標の3のほうでは、「災害に強く誰もが『安全』に暮らせる『安心』をうみだすまち」を達成するため、地域の結びつきが強い当町の特性を活かして、町と地域が連携した地域ぐるみの防災対策や防犯対策、交通安全を推進し、誰もが安心して暮らせるまちを目指すとして

おりまして、どちらも町と地域が連携を図って目標に向かっていくという内容になっておりますので、この2点を同時に進めていくために必要な、また最善の組合せであると判断したために、今回このような機構にしたところでございます。

○議長（古賀ひろ子） 丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） ぜひしっかり進めていただきたいと思いますが、この機構改革の方針をやはり自治会や小学校区コミュニティの役員の皆様、また住民の皆様に知っていただかなくちゃ意味がないんじゃないかなと思います。どのように情報発信していこうと考えておられますか。

○議長（古賀ひろ子） 工藤課長。

○総務課長（工藤正人） では引き続きお答えいたします。

どう情報発信をしていくのかということでございますが、最初に御紹介しますけど、校区コミュニティ及び自治会の会長が参加されます地域コミュニティ説明会、これが5月の11日に開催されておりまして、ここで機構改革について説明をいたしました。その中で地域防災力の強化のためにコミュニティと防災を組み合わせ地域コミュニティ課を新設することを説明していますので、まずは御報告させていただきます。

今後の情報発信といたしましては、広報うみの6月号で、これは6月15日発行の分になりますが、機構改革について詳しく掲載をすることといたしておりますが、その中で地域課題の解決、地域の活性化、地域自治の確立及び地域防災力強化のための体制を整備するため、地域コミュニティ課を新設しますよということを記載しています。現在、この広報うみにつきましては、自治会に加入していない世帯を含めた全戸配布を行っておりますので、町内全体への周知の1つにはなるのではないかとこのように考えております。

先ほど議員のほうから、自治会に入っていないければ避難所から締め出すとか、避難誘導も手助けをしないというような自治体もあるんですよという話でしたが、当町においては当然このようなことは決してないというふうに感じております。ただ、自主防災組織の充実などの地域防災力の強化、それから有事の際の協力体制の確立、これらを図るためには、自治会に加入していない世帯も含めた全世帯の協力が必要になってくるであろうということも言うまでもないこととございます。したがって、未加入世帯へのさらなる周知が必要なのは十分こちらのほうも理解をしておりますので、今はその把握もちょっと難しい現状でございますので、具体的な手段というのは思いつきませんが、調査研究を行いまして、新たな情報発信手段のほうを見いだしていきたいなというふうに思っております。

○議長（古賀ひろ子） 丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） 私もこの質問を行おうと思いついたときから、何か画期的な取組がで

きないか、全国の事例を検索してみました。ある自治体では、自治会に加入しておられる住民に対して会員カードというのを発行しておられます。この会員カードを自治体内、町や村、市の商店や飲食店に提示すると、例えば有名なラーメン店で替え玉が無料になるとか、様々なサービスが受けられるそうです。面白いアイデアだなと思っています。ラーメンの替え玉と引換えに自治会に入るか入らないか、これを判断することはないと思いますけれども、このような小さなサービスが重なってくると気持ちも揺れるかもしれません。また、この取組をまねしろと言っているわけじゃないんですけれども、多くの関係者で知恵を絞り、本腰を入れて対策を考えていく時期に来ているんじゃないでしょうか。先ほどの回答で若干触れられたようにも思いましたが、今後、町として自治会離れを食い止めるために、具体的にどのように取り組もうと考えているのか、回答してください。

○議長（古賀ひろ子） 瓦田まちづくり課長。

○まちづくり課長（瓦田浩一） 失礼します。町内5校区の小学校区コミュニティ運営協議会の会長と校区代表の自治会長の10名で構成する地域コミュニティ活性化委員会、定期的に行っておりまして、このメンバーと共に研究をしながら町民アンケートの実施について検討したいと存じます。ここで上がってきた課題を踏まえ、さらに本会とともにどうしたら課題解決につながるのかについて研究してまいりたいと存じます。これと同時に、これまでどおり自治会の役割の重要性や活動内容について広報等で周知を行い、また、自治会からの相談にも応じながらにはなりますが一緒に考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（古賀ひろ子） 丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） 私は今、具体的にどう取り組むのかということを知りたいんですけど、なかなか具体策が出ていないですね。これからしっかり考えていただいて、本当に具体的な取組をやらないと加入率は伸びませんよ。絶対に伸びません。明言しておきたいと思っておりますけれども、そこをしっかり取り組む必要じゃないかなと思っています。

次の質問に入りますが、ぜひ自治会役員や小学校区コミュニティ役員など、次の担い手不足を解消するために、育成研修等を行うことを提案したいなと思います。本当に今、自治会の役員もころころ、輪番制じゃないですけど替わってしまう、なかなか知識の積上げがなされない、こういったことが自治会離れにも影響しているんじゃないかなと思いますけれども、ぜひ原田副町長のお考えをお示しいただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（古賀ひろ子） 原田副町長。

○副町長（原田和幸） それでは私のほうから回答をさせていただきます。

私もこれまで、地元の公民館主事や組長、体育部長などを務めさせていただきました。当時は

まだ行政区の時代でございましたが、役員向けの研修会が中央公民館で行われており参加した記憶がございます。改めて資料を取り寄せてみますと、平成28年度には宇美町自治公民館役員研修会が開催され、講師をお招きし「自治公民館の活性化について」と題した講演会が開催された記録が残っていました。翌年度以降は新たなコミュニティ制度に移行し、役員を対象とした全体の研修会等は開催されておられません。

現在の取組といたしましては、新たなリーダーや役員などの担い手を育成する研修の場として、福岡県が主催する福岡県公民館実践交流会や地域コミュニティに関する研修、また地域における防災力を高めるための研修会などの情報を提供し、参加者を募って研修参加の支援を行っております。加えて毎月、定例で開催しております地域コミュニティ活性化委員会におきましては、地域課題を解決するヒントとなるような研修を町独自で企画するような提案も上がってきております。本会が町からの報告や施策の説明の場だけではなく、地域コミュニティの代表者の方々と行政が共に地域課題の解決について協議する場となりつつありますので、今後も本会のほうと連携を図りながら、地域における人材育成の方策についても研究し、できることから実践してまいりたいというふうに考えております。

○議長（古賀ひろ子） 丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） 私が社会教育課にいた頃、分館の4役、当時は分館とっていましたが、そのあたりの方みんな集めて分館役員合同研修会というのをやっていたんですよ、今言われましたけれども。ぜひそういったのも復活させながら地域のリーダー、この育成しっかり取り組んでいく、こういったことも大事じゃないかなと本当に思っていますので、また復活の方向も考えていただきたいと思っておりますけれども。

最近校区コミュニティの会長さんはじめ、役員の方々とお話しする機会も増えました。自治会離れに関することも小学校区コミュニティと自治会、そして町がしっかり連携していくと改善の方向に向かうと思っておりますけれども、いかんせん校区コミュニティが担う仕事量が膨大になってきているんです。そういったお話をいつも耳にします。役員さんや事務局にも手当は出ていると思うんですけれども、あくまでやっぱりボランティアの範疇だなと思っております。町が校区コミュニティの推進を行いたいということは伝わりますけれども、せめて専従の事務局員を雇用するぐらいの補助金を増やす、あるいは町から専従の職員を配置する、派遣する、このくらいしないと、とてもじゃないですけど小学校区コミュニティの役員の負担は増すばかりなんですね。自治会離れを食い止めるためにも、小学校区コミュニティの役員の負担軽減のためにも、専従職員を配置するなどの改革を提言したいと思っております。ぜひ執行部のお考えをお聞かせください。

○議長（古賀ひろ子） 原田副町長。

○副町長（原田和幸） 自治会等の加入率の低下など地域のつながりの希薄化への危機感の高まり、

また担い手不足による活動の持続可能性の低下などが懸念される中、地域福祉や防災など複雑化する課題への対応が求められております。そのような中で担い手となります小学校区コミュニティの役員の方々の負担を軽減し、円滑に業務を進めていく上では、各小学校区への専従職員の配置も効果的な方策の1つというふうに考えることができますけれども、経費負担や人材の問題もありまして即座に一律配置するという事は難しい状況にあるかと思っております。

現在、町におきましてはまちづくり課に地域づくりコーディネーターを2名配置いたしまして、小学校区コミュニティが事業の企画・立案を行う際の助言や地域活動の支援を行っております。

また、地域と行政、ほかの地域とのつなぎ役として町内5校区全体のコーディネート業務を行っております。各校区コミュニティの地域活動の運営状況によりまして、こういったところに負担感を感じておられるかというのは異なっているかと思っておりますが、ある校区での取組が他の校区の課題解決につながるようなこともあるかと思っております。また、どの校区にも共通するような課題もあるかと存じますので、そうしたことを地域づくりコーディネーターにより情報収集しまして、また地域コミュニティ活性化委員会の場で協議しながら人材育成等も含め、町と地域が相互に地域コミュニティの推進に取り組んでまいりたいというふうに考えています。

先ほど担い手の育成研修についての御提案もございましたが、地域コミュニティ活動の活性化には地域の先頭に立って牽引するリーダーの存在とともに、次の担い手の発掘、育成を持続的に行っていくことが重要であるというふうに考えています。企画・立案能力や専門的知識など各地域でそれぞれの分野に秀でている人材を発掘し、その能力を生かして負担感を分散していくことが重要であり、そのためには地域コミュニティの重要性について町民の皆様にも周知を行い、少しでも参画する人が増えるような取組を進めてまいります。

先ほど7月1日の機構改革の概要については、総務課長からも説明したとおりでございますが、再編する地域コミュニティ課におきましては、誰もがもしものときを考える地域における防災力・防犯力を観点として地域のつながりを重点的に強化する取組を進めてまいります。まずは地域防災を切り口として、様々な地域課題について地域コミュニティ課をはじめとする新たな組織の下で小学校区コミュニティや自治会としっかり連携を図りながら課題解決に向けて取り組んでまいります。

○議長（古賀ひろ子） 丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） やっぱり突破口となるのは防災と地域コミュニティ、これでしっかり風穴を空けていただきたいと思いますので、非常に期待しているんですよ。ぜひ頑張ってください。よろしくお願いします。

続いて、よろしいですか。

○議長（古賀ひろ子） どうぞ。

○議員（４番 丸山康夫） それでは２つ目の質問に入りたいと思います。

２つ目の質問は、どう進めるごみの減量。サブタイトルにごみ減量プロジェクトチームの立ち上げを、と題して行いますのでよろしくお願いします。

さて、本年度の当初予算、ごみ処理事業費のうちRDF処理業務委託料が約３億４、０５２万円、前年比約１億７４１万円の増加にしております。率にして４６％の増となっております。ロシアのウクライナ侵攻の影響でエネルギー価格が高騰しています。もちろんそういった要因もあると思いますが、物価上昇率をはるかにしのぐ前年比４６％の増額に対して、はいそうですかと納得できるものではありません。RDF処理業務委託料に関しては、財源は全て一般財源であり、教育や福祉などの本来住民福祉の向上に使われるべき予算から絞り出し、文字どおり灰となって消えてしまっています。この予算を削減するためには、今のところ、一般家庭や事業所から排出されるごみの減量化を進めるよりほかに手段はありません。今こそ早急に手を打つことが町の喫緊の課題であると私は認識しています。町の執行部の皆さんも、そして全ての職員の皆さんも、緊急課題であると認識していただきたいと考えております。

先ほど言ったとおりRDF処理業務委託料の処理費用を削減するためにはごみの量を減らす、これしか道がないですね。宇美町一般廃棄物処理実施計画の一般廃棄物の排出抑制のための方策に関する事項を見ても、これはありきたりの抑制策が示されているのみで、その効果を検証しているのかどうかさえ見えてきません。今こそごみ減量プロジェクトチームを立ち上げ、取り組むべきではないでしょうか。最初の質問はRDF処理費用が増額となった要因をお尋ねします。今回は要点をまとめて、簡潔に分かりやすく説明してください。

○議長（古賀ひろ子） 久我環境農林課長。

○環境農林課長（久我政克） 今回増額となった要因でございますが、RDF処理費用が増額となった内容といたしまして、施設の維持管理経費として燃料費の高騰や電力料金の値上がりにより４、９５５万３、０００円の増額、またRDF処理単価及び運搬費の増額により４、６３３万３、０００円増額となったものでございます。

内訳といたしましては、燃えるごみを乾燥させるために液化天然ガスが使用されておりますが、燃料単価が令和４年度では１トン当たり１０万円で積算されておりましたが、令和５年度では最大で１８万円に値上がりし、この額で積算されたものとなります。また、RDF運搬委託料が、燃料費や労務単価の高騰により１トン当たり２、０１３円から２、７８３円となったためでございます。

以上です。

○議長（古賀ひろ子） 丸山議員。

○議員（４番 丸山康夫） 次の質問ですけれども、宇美町一般廃棄物処理実施計画に示されてい

る一般廃棄物排出抑止のための方策内容についてお尋ねします。これを簡潔に説明していただけませんか。

○議長（古賀ひろ子） 久我課長。

○環境農林課長（久我政克） 宇美町一般廃棄物処理実施計画における一般廃棄物の排出抑制のための方策に関する事項といたしまして、生ごみ減量対策、再資源化対策等を挙げております。

主なものといたしまして、生ごみ減量対策では家庭から排出される生ごみの減量化を推進するため、家庭用コンポストの購入費用の一部助成、ごみの分け方・出し方及びごみの減量、リサイクル等に関する啓発を広報、ホームページで情報を発信し、ごみ減量意識の向上を図っております。それと出前講座を推進し、ごみの分け方・出し方について啓発を推進するものでございます。

次に、再資源化対策ではございますが、宇美志免リサイクルセンター、こちらを活用した環境教育を実施する。いきいきリサイクル情報を活用した不要品の再使用の啓発を実施する。

以上のような一般廃棄物排出抑制のための方策を考えております。以上です。

○議長（古賀ひろ子） 丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） 私も、前期は厚生文教常任委員会に属していましたが、この宇美町一般廃棄物処理実施計画の説明を受けた記憶がないんですね。もちろん住民の皆様もこの計画の詳細を御存じの方は少ないと思います。この計画の周知活動、どんなふうに取り組まれておられますか。回答してください。

○議長（古賀ひろ子） 久我課長。

○環境農林課長（久我政克） この一般廃棄物処理計画は、法律で定められた計画となっております。年度ごとに一般廃棄物の発生量及び処理量の見込みを立てて計画を更新しております。毎年4月に町のホームページに掲載しているところでございます。周知は、なおホームページのみとなっております。

以上です。

○議長（古賀ひろ子） 丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） なかなか周知がされていないと私は思いましたね。この計画の一般廃棄物の排出抑制のための方策に関する事項の最初に記載されている内容、これが大変重要な取組であると私は認識しております。要するに生ごみの減量対策として家庭から排出される生ごみの減量化を推進するため、家庭用の生ごみ処理機、家庭用コンポストの購入費用を一部助成すると書いてあるんですね。この家庭用コンポストの販売実績、いかほどでしょうか。5年分ぐらいまとめて報告していただけますか。お願いします。

○議長（古賀ひろ子） 久我課長。

○環境農林課長（久我政克） この助成事業は平成4年度から実施しており、令和4年度末で

1,692基の購入に対して、これまで507万6,000円の助成を行っております。1基当たり3,000円の助成をしており、1世帯当たり5年間に2基を限度としております。コンポストは3種類あり、130リットルで5,500円、160リットルで6,500円、200リットルで7,500円となっております。

御質問の過去5年分のコンポストの助成数ということでございますが、令和4年度は10基、令和3年度20基、令和2年度9基、令和元年度13基、平成30年度3基、合計で55基となっております。

以上です。

○議長（古賀ひろ子） 丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） 昨年度のコンポストの販売が10基ですか。これが宇美町のごみ減量対策の一丁目一番地の政策とするならば、ちょっと情けなくないでしょうかね。これでは宇美町の燃えるごみは減らないですね。1基当たり3,000円の助成だそうですが、無料で配付したとしても、その分生ごみが減れば一、二年で十分元取れるんじゃないかなとも思っております。

今、家庭用の生ごみ処理機もいろんなタイプが販売されています。役場で助成しているコンポスト、結構広いお庭がないと使わないですね。堆肥として再利用できるまでに時間もかかりますし、臭いもします。虫が相当湧くんですよ、これが。これが大変です。たまに自力でかき混ぜないといけません、これがなかなか大変で、そういったところが売上げが少ない要因と思っております。今は自動でかき混ぜてくれて臭いもほぼしない、堆肥化の時間もかからない、ほとんど虫も湧かないといった様々なタイプの生ごみ処理機も販売されています。ただハイブリッド型になると結構いい値段もするんですね。そうした装置の購入費用を助成する自治体も多くあるようです。大体4割ぐらいの自治体で取り組まれているみたいですね。本町でもぜひ取り組まれてはいかがでしょうか。見解をお示してください。

○議長（古賀ひろ子） 久我課長。

○環境農林課長（久我政克） 生ごみ処理機のことでございますが、コンポストに比べるとコンパクトかつ脱臭能力も備えており、室内に備え付けできるということで戸建て、マンション等を問わず利用できる機械であることは認識しております。生ごみ処理機を活用すればさらなるごみ減量に向けて一定の効果は見込まれると考えます。

議員御提案の助成制度につきましては、他自治体の助成制度、ごみ減量の効果等、今後調査研究してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（古賀ひろ子） 丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） ほかにも一般廃棄物の排出抑制策、記載されていますけれども、住民

の皆様に対する啓発活動の実態、これを説明していただけますか。お願いします。

○議長（古賀ひろ子） 久我課長。

○環境農林課長（久我政克） 具体的な取組といたしましては、まず町民の皆様へ、もったいないの輪をつなげるため、いきいきリサイクル情報がございます。この取組は、要らなくなったから捨ててしまおうと思っているけれど、まだ使えるのにもったいない。欲しいものがあるけれど新しく買うのにはもったいない。このような不要品に関する、譲ります・譲ってください情報を広報誌に掲載して、資源の節約とごみの減量に取り組んでおります。

近年の実績では、令和4年度26件、令和3年度25件、令和2年度21件、平成31年度26件でございます。そのほかにも毎年3月頃、地域別ごみ出しカレンダーを全戸配布し、収集日の間違いがないように啓発に努めております。

以上です。

○議長（古賀ひろ子） 丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） 私は、こういった啓発も非常に大切なんですけれども、教育も大変重要であると考えています。出前講座も行うとあるようなんですけれども、実態はどのようになっていますか。コロナの時期もありましたので5年分ぐらいまとめて報告していただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（古賀ひろ子） 久我課長。

○環境農林課長（久我政克） 出前講座の実績でございますが、令和4年度が1件、令和3年・2年度はコロナ禍によりございませんでした。令和元年度が2件、平成30年度は要望なしとなっております。

以上です。

○議長（古賀ひろ子） 丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） 出前講座で学校への出前講座は5年で多分ゼロ件だと思います。何のための出前講座の制度なんだろうかな。出前講座の主体はやっぱり学校であると思っていただけない、ちょっと情けない気持ちになってしまいました。校長先生もこのような制度があること自体は知らないんでしょうね。5年後の宇美町のことがとても心配になります。このあたりは別の機会にしっかり追及したいと思いますのでよろしくをお願いします。

さて、厚生文教委員会でエコルや篠栗町の処理施設、見学にも行きましたし、宇美町・志免町衛生施設組合で視察研修にも行かせていただきました。大変勉強になりましたし、私自身の意識も変わってきました。大阪の施設では、施設見学に来た子どもたちが描いたイラスト、これが1,000枚以上その施設に展示してあるんですね。ごみの減量作戦は子どもたちをはじめとしたこの教育の分野からぜひ取り組んでいただきたいと、これの大切さを痛感したところでござい

ます。ぜひ施設見学など実態についても回答していただきたいと思います。いかがでしょうか。
5年分ぐらいまとめて報告してください。

○議長（古賀ひろ子） 久我課長。

○環境農林課長（久我政克） 施設見学でございます。

まず、可燃物を持ち込んでおりますクリーンパークわかすぎ、ここの過去5年分の宇美町のみ
の実績でございますが、令和4年度・3年度におきましては申込みがございませんでした。令和
2年度は1団体、令和元年度は4団体で、そのうち3団体が宇美町の宇美小学校、東小学校、井
野小学校が見学されております。平成30年度におきましては3団体、こちらも宇美小学校、東
小学校、井野小学校、合計で219名が見学されております。

続きまして、リサイクルセンターエコルでございますが、こちらも宇美町分で申し上げます。
令和4年度は2団体で、そのうち1団体が宇美東小学校の放課後児童クラブでございます。令和
3年度・2年度はコロナ禍のため受入れ中止でございます。令和元年度におきましては、5団体
のうち1団体が原田小学校、こちらが見学されております。平成30年度におきましては1団体
でございました。

以上で終わりです。

○議長（古賀ひろ子） 丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） ちょっと改めて聞きますけれども、各学校をはじめ教育機関やサーク
ル、自治会、コミュニティなど関係機関に対し社会科見学や施設見学を依頼した経緯はありませ
んか。また、どのようにして依頼されているのかぜひ回答していただきたいと思います。

○議長（古賀ひろ子） 久我課長。

○環境農林課長（久我政克） 過去に学校教育課を通じて校長会にエコルへの社会科見学のお願
いを行っていますが、その他各種団体に関しましては、施設見学の依頼を行ったことはございま
せん。これまで小学校や各種団体からの申込みによって見学等の受入れを行ってきたところでござ
いますが、今後は各種団体に施設見学のPRを行っていきたいと考えております。

社会科見学の候補地といたしましては、先ほど申し上げましたクリーンパークわかすぎやリサ
イクルセンターエコルなどに多くの小学生が環境学習の場として訪れていただくよう、教育委員
会と連携を図っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（古賀ひろ子） 丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） ほぼほぼ待ちの状態、これじゃなかなか施設見学増えないと思いま
すね。これでごみの減量化に伴う意識啓発や意識改革なんてなかなかできないと思います。そう
いったことを指摘してこなかった私自身も含めて、しっかり反省が必要だなと感じております。

ごみの分別、これも大事な取組だと思っておりますけれども、どのように取り組まれているのか、ぜひ回答していただけますか。お願いいたします。

○議長（古賀ひろ子） 久我課長。

○環境農林課長（久我政克） 燃えるごみとして排出された袋の中に資源物として分別できるものが含まれているケースがございます。クリーンパークわかすぎからもそのような話を聞き及んでおります。燃えるごみの袋については、一般家庭用はピンク、事業所用は白と着色しているため、収集時における中身の確認は困難となります。一方、資源物のごみ袋は透明であるため、収集業者が収集の際に確認し、分別が悪いものや袋が違うものなど、違反しているごみについては「〇〇の理由で収集できません」と記載した違反ごみシールを貼って、再度、分別等を行っていただくようにしております。

違反ごみの状況につきましては、各自治会ごとに収集業者から報告があり、毎月、資源物の項目ごとに違反件数を集計し、状況を把握しているところでございます。近年、町民皆様の御協力により、10件を超える違反は出ておらず、今後も分別に御理解を頂き、さらなるごみの減量化・資源化のお願いについて情報発信を行いたいと思います。

以上です。

○議長（古賀ひろ子） 丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） 私ごとなんですけど、先日から庭の垣根を剪定しております。ピンクの燃えるごみの袋に詰められるだけ詰めて出しております。ほかに処分方法がないのでしょうかないんですけれども、重量にしたら年間の燃えるごみの約4分の1ぐらい、そういった剪定枝で占められているんじゃないかなと思っております。例えば四王寺坂団地も約1,000件の戸建てでありますけれども、大半は自分で垣根を剪定して燃えるごみで出されているようですね。こういった一般家庭から出される剪定枝の処分に関して、燃えるごみの減量の視点から、現状以外の処理方法を何か考えられないのかなと思います。ぜひ見解をお示しください。よろしく申し上げます。

○議長（古賀ひろ子） 久我課長。

○環境農林課長（久我政克） 一般家庭から出る剪定枝などは基本的に燃えるごみの袋で排出していただいております。ごみ減量の観点からの御質問でございますが、多量に剪定枝や木材等が排出される場合には、有料となりますが須恵町にある中山リサイクル産業さんを御自身で持ち込む方法で御案内させていただいております。中山リサイクル産業さんに持ち込まれた剪定枝、木材等につきましては、チップ化し燃料及び木材製品としてリサイクルされているところでございます。近隣の4町も燃えるごみの袋で排出が基本となっており、宇美町と同様に中山リサイクル産業さんへ持ち込みを御案内している自治体もございます。

以上です。

○議長（古賀ひろ子） 丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） 燃えるごみとして出すなら、本当に重量で換算されますので、その辺も何か考えられないのかなと、ぜひ今後研究していただきたいなと思っています。よろしくお願いいたします。

あと、ごみ収集運搬費用、これ3億4,000万計上されていますけれども、この減量対策、何か案がありませんでしょうか。よろしくお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子） 久我課長。

○環境農林課長（久我政克） 議員御指摘のとおり、燃えるごみの排出量が大きく下がってくれば、こちらはクリーンパークわかすぎまでの搬入回数も減り、燃料費の削減にもつながっていきます。予算削減に向けた対策は、やはりごみの減量化となってまいります。今後も、ごみの減量化・4R運動等に関する啓発を広報、ホームページ、SNS等で情報を発信し、さらなる住民の方のごみ減量化意識の向上を図る取組を継続して行ってまいりたいと思います。

○議長（古賀ひろ子） 丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） ぜひその辺りもしっかりやっていただきたいなと思いますけれども、私、当初予算審査でごみの減量化を進めると回答されたんです。何か対策は考えましたか。何事にもスピード感を持って対応するが町長の信念だったと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（古賀ひろ子） 久我課長。

○環境農林課長（久我政克） 令和4年度のごみ全体の収集量は、令和3年度と比較いたしまして、約295トンの減量をすることができました。

さらなるごみ減量化の対策といたしましては、燃えるごみ、特に水分を含んだ生ごみの出し方について周知啓発を行っていくこととし、今月発行の広報誌において、ごみの資源化・減量化に御協力をと題して、令和4年度と令和3年度のごみ収集量の比較表を掲載するとともに資源ごみの分別、生ごみの水切りや食べ残し、賞味期限切れなどの食品ロスにも触れているところでございます。

家庭から出る生ごみの水分量は約8割で、燃やすごみ全体の約2割が水分量と試算されております。生ごみの水切りをすることで重量の約10%減量できると言われております。当課といたしましては、生ごみの水切りの徹底がごみの減量化に有効な手段と考えておりますので、水切りの推奨を進めてまいりたいと考えております。

また、手つかずの食品や使い切れなかった食品もごみとして排出されておりますので、今後、広報で特集を組んだり、出前講座において食品ロスの削減に向けた啓発をしっかりと行ってまいります。

以上です。

○議長（古賀ひろ子） 丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） このごみ減量対策は、環境課の職員だけで実施しようと思ってもなかなか難しい課題ではないかなとこう思っています。教育委員会を動かさなくては教育面からの対策も進まないのではないのでしょうか。広報活動も環境課の職員のみでやろうと思っても、動画1本作成することが難しいのではないのでしょうか。せっかくシティプロモーション課も設置されることから、早急にごみ減量プロジェクトチームを立ち上げ、全庁的に対策を行うことを提案したいと思います。

ちなみに、町長はゼロカーボンシティうみを宣言されましたけれども、このゼロカーボンシティ宣言、整合性も必要だと思っています。最初は庁舎内の職員でプロジェクトチームを立ち上げてもよいと思っています。将来は識見者、民間事業者、地域の方々やそういった方々も入ってプロジェクトチームになっていくと実現性が高くなると思っています。ぜひ町長のお考えをお示しくください。

○議長（古賀ひろ子） 安川町長。

○町長（安川茂伸） ごみの減量につきましては、非常に重要な問題である、課題であると思っていますし、永遠の課題に近いのかなというふうに思っております。コロナ禍の令和2年におきまして自宅で過ごす時間が多くなったわけでございますけれども、令和3年度にはコロナ禍前より減少いたしまして、令和4年度にはさらにごみの量が減少して、対前年度比といたしまして約295トンの減となっておりますのでございます。令和4年度を見ますと、燃えるごみ、資源ごみ、ほとんどのごみが減少しており、これもひとえに町民の皆様の御協力であるというふうに感じておるところでございます。今後も、この状況が続くように、町民の皆さんや事業者にお願ひ、ごみの減量化について発信をしていきたいというふうに思っております。

先ほど来、ごみの減量、環境教育におけますごみ処理施設への社会科見学や視察の現状など、る御質問がございましたが、私たち大人もそうですが、子どもたちをはじめとした生活環境への取組は非常に大切であると思っています。やはり子どもの頃から教育としてこの環境問題、ごみの減量化に取り組んでいく、教育の役割は非常に大きいものというふうに思っております。

また、議員おっしゃいますように、ごみ減量のPR動画配信であったり、子どもたちへの環境教育の充実、これは担当課のみならず課の垣根を越えた横断的な協力をしていく必要があるというふうに私も考えておりますので、進めていきたいというふうに思っております。

議員からのごみプロジェクトチームの立ち上げの御提案でございますが、昨年の6月にゼロカーボンシティうみを宣言し、令和5年度に地球温暖化対策計画策定に向けて準備を現在させておるところでございます。令和6年度に地球温暖化対策計画策定に取り組んでいこうと考えてお

りまして、ゼロカーボンに向けた取組には、エネルギーの削減や自然エネルギーの活用、ごみの減量化など多くの項目をもって取り組む必要があります。これらを達成するために、庁舎内のみならず、多方面からの御意見を徴収するために策定委員会の設置が必要であるというふうに認識をしております。この策定委員会では、ごみの減量化について協議することにより、庁舎内も含めまして、庁舎外からも意見を取り入れてCO₂削減をはじめ、町全体のゼロカーボンに向けた取組を検討していくと。併せて、先ほど議員からの御質問があった一体としてごみの減量、ゼロカーボンも含めたところで実施していくというふうに考えておるところでございます。

○議長（古賀ひろ子） 丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） 非常に期待しておりますので、ぜひその見える化、成果というものをしっかり追求していただきたいなと思っております。

以上で終わります。

○議長（古賀ひろ子） 4番、丸山議員の一般質問を終結します。

.....

○議長（古賀ひろ子） ただいまから11時20分まで休憩に入ります。

11時08分休憩

.....

11時20分再開

○議長（古賀ひろ子） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告番号2番。9番、鳴海議員。

○議員（9番 鳴海圭矢） 日本共産党の鳴海圭矢です。

早いもので1年も折り返し地点に来ました。この間様々なことがありましたけれども、政府は、5月31日午前には北朝鮮が弾道ミサイルの可能性のあるものを発射したというふうに発表いたしました。弾道ミサイルであれ、衛星であれ、何であれ、弾道ミサイル技術を使った発射は類似の国連安保理決議で禁止されているものであります。日本共産党は、北朝鮮によるロケット発射に強く抗議し、さらなる発射を繰り返さないようこの場を借りて厳重に求めるものであります。

また、日本政府に対して、北朝鮮との外交ルートを確立し、日朝平壤宣言に基づいた両国間の対話の努力を図ることを強く求めます。

また、5月19日から21日までG7広島サミットが開催されました。開催地が広島であることから、内外の多くの方が核兵器廃絶に向けた前向きなメッセージを期待していましたが、しかし実際には、核兵器のない世界を究極の目標として先送りし、核抑止論に固執する姿勢を打ち出しました。被爆者のサーロー節子さんは「自国の核兵器は肯定し、対立する国の核兵器を非難するばかりの発信を被爆地からすることは許されない」と語っておりましたが、この批判はG7広

島サミットの本質を的確に言い当てたものと言えます。G7各国は、核抑止論の根本的な見直しと核兵器禁止条約に正面から向き合うことを強く求めます。

また、G7首脳声明では、ウクライナ支援の問題について、求められれば軍事的及び外交的支援を提供すると述べていますが、憲法9条を持つ日本の対応は、国際紛争の助長を回避する立場で、あくまでも非軍事の人道・復興支援に徹するべきであるということを強調したいと思います。

また、気候危機打開で焦眉の課題となっている石炭火力発電所からの撤退期限が、日本の反対でG7の合意とはなりません。性的マイノリティーの問題でも、G7諸国で同性婚を認めていないのは日本だけです。難民保護の問題でも先頃採決された入管法改悪案は、G7首脳宣言の精神に真っ向から反するものと言わざるを得ません。一連の問題で環境、ジェンダー、人権など、日本政府の諸課題での立ち後れは異常なものがあり、そこを直視し、日本政府はその打開に取り組むべきであるということを訴えたいと思います。

それでは、まず、最初の質問に移りたいと思います。

5月8日以降、新型コロナウイルスは2類から5類へ移行となりました。これにより様々な変化が起きております。既にマスクについては3月13日以降、個人の判断が基本となっており、町なかでもマスクをしていない人を見かける機会が以前よりも増えたように思われます。大手の企業もコロナ前の対応に戻すところも現れ、議場や議員控室でもアクリル板が撤去されております。先月の連休では各地でイベントが開催され、外へ出る人たちが一気に増えたなという印象を受けております。一部の人あるいはメディアでは、もうコロナは終わったんだと、アフターコロナ、こういう言葉も聞かれております。しかしその一方では、5月の26日から28日、北九州ソレイユホールで予定されていたあるミュージカルの公演が、関係者の新型コロナウイルス感染により全て中止になったというニュースが流れております。また、福岡大学附属の大濠中学校と大濠高校が新型コロナウイルスやインフルエンザの感染拡大で6日から今月9日まで学校閉鎖ということになりました。3日の体育祭で感染拡大の可能性があるとニュースでは報じられていましたが、全校生徒2,340人のうち100人ほどが、新型コロナかあるいはインフルエンザに感染した、発熱など感染の疑いのある症状を訴えているということで、このような状況での5類移行という判断が本当に適切だったのかということについて、そこを慎重に考える必要があると思います。

まず、最初にお尋ねします。この新型コロナウイルス2類から5類への移行に対してどのような根拠に基づいてこの移行が行われたのか。感染者が減ったからなのか。コロナウイルスが変異したからなのか。医学的あるいは科学的根拠は何なのか。そのことについて、まずお尋ねをいたします。

○議長（古賀ひろ子） 尾上健康福祉課長。

○健康福祉課長（尾上靖子） 5類移行への根拠というところでございます。

令和5年4月27日に発出されました厚生労働省の文書によりますと、厚生科学審議会感染症部会というのがございますが、そこにおきまして、オミクロン株の変異株について、重症度が上昇していることを示す知見は国内外で確認されていないこと、また、病床使用率や重症病床使用率は全国的に低い水準であることというところから、病原性が大きく異なる変異株の発生と科学的な前提が変わるような特段の事情が生じていないと確認されたということを受けまして、令和5年5月7日をもって感染症法における新型インフルエンザ等感染症には該当しないものとし、5月8日以降は5類感染症とすることになったものでございます。

○議長（古賀ひろ子） 鳴海議員。

○議員（9番 鳴海圭矢） その点については分かりました。ではその2類から5類に移行することによって、行政の対応はどのように変わっていくのでしょうか。町民生活にはどのような影響が出てくるのか、その点についてお尋ねをいたします。

○議長（古賀ひろ子） 尾上課長。

○健康福祉課長（尾上靖子） 今後、オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現するなど科学的な前提が異なる状況になったら直ちに対応を見直すというふうに国はしておりますけれど、2類から5類に変わったところの御説明の前に、感染症の分類と考え方について御説明させていただきます。

感染症法で定められているものとしては、1類から5類まで、そのほか新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症とに分かれております。2類感染症につきましては、感染力及び罹患した場合の重篤性から見た危険性の高い感染症とされております。規定されている感染症としましては、結核、SARS、MERS、鳥インフルエンザ等などがございます。5類感染症につきましては、国が感染症発生動向調査を行い、その結果等に基づいて必要な情報を国民一般や医療関係者に提供・公開していくことによって、発症・蔓延を防止すべき感染症とされております。規定されている感染症につきましては、インフルエンザ、性器クラミジア感染症、ウイルス性肝炎、麻疹等がございます。新型コロナウイルス感染症が、新型インフルエンザ等感染症いわゆる2類相当から5類になることによる主な違いといたしましては、1つ目は、発生動向の把握が全数報告から定点医療機関からの報告となった点。また、国が一律に日常における基本的な感染対策を求めることはない点。また、感染症法に基づく新型コロナ陽性者及び濃厚接触者の外出自粛は求められなくなる点。また、限られた医療機関でのみの受診となっていたものが幅広い医療機関において受診が可能になる点。また、症状があるときの検査を含む医療費につきましては、高額なものを除いて基本的に健康保険が適用され、1割から3割は自己負担が発生する点などとなっております。

○議長（古賀ひろ子） 鳴海議員。

○議員（9番 鳴海圭矢） 今、お答えいただきましたいろんなところが変更されるということで、外出自粛は求められないとか緊急事態宣言を出せなくなる、こういったところが変わっていくということで、今まで限られた医療機関しか受診できなかったけれども、幅広い、患者さんから見れば選択肢が広がるという点が一見するとよいことのようにも見えるんですけど、これまでコロナ患者を受け入れてこなかった医療機関が果たして、2類から5類に引下げになったということできなり受入れが可能になる、本当にできるのだろうか、こういった懸念も出ているということとはちょっとこの場で言うておきたいと思います。

先ほど2類と5類の違いについて御説明ありましたが、5類の感染症、先ほども言われましたけれども、インフルエンザ、梅毒、麻疹、アメーバ赤痢、こういったものが入っておりまして、5類とはいえどもこの感染症含まれる危険なものが非常に多く含まれております。もう御承知のとおりインフルエンザも高齢者の方がかかれば状態によっては死に至ることもあるということで、依然、引き続き警戒の必要性というのは私はあると、警戒する必要があるというふうに私は考えております。

また、これまで無料だったものが有料になるという変更も出てくるということなんですけれども、有料になれば経済的な問題で接種をためらう人が多くなるのではないかとこういう心配もあるわけです。今まではワクチン接種に関しては無料で接種できたわけですが、5類になるとこれが有料になるということなんです、説明によると無料でワクチン接種が受けられる期間は2024年3月31日までというふうに聞いております。それ以降についてはどうなるのでしょうか。もしこれ有料になれば経済的な問題でワクチン接種率下がるんじゃないかと思うんですけども、国から補助が出ない場合、町独自でワクチン接種に補助を出すといったことは考えられないのでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（古賀ひろ子） 尾上課長。

○健康福祉課長（尾上靖子） 令和5年度のワクチン接種につきましては、引き続き予防接種法において特例の臨時接種となっております、無料接種の対象というふうになっております。その後につきましては、令和6年度につきましては、まだ未定ではございます。令和5年度内に何らか国からの指針が示されるというふうに思っておりますので、ワクチン接種につきましては、国の動向を注視してまいりたいというふうに思っております。

○議長（古賀ひろ子） 鳴海議員。

○議員（9番 鳴海圭矢） 国の動向を注視するというので、その点は分かりました。

では、先ほど2類から5類への変更ということで、5類になって以降は全ての数の患者の数を把握して毎日公表する方法をやめて、特定の医療機関だけに届出を出してもらうという定点報告に変わったということですが、この方法で正確な実態把握は可能なのでしょうか。先ほど科学的

前提が変わると対応が変わると、こういうふうにおっしゃいましたけれども、その科学的前提というものを捉えるためにこの今の感染状況がどういうふうになっているのか、正確にリアルタイムに把握していくことというのは非常に重要ではないかなと思いますけれども、当町で正確な感染状況をリアルタイムで把握するということが、これはできているのかどうなのか、その点についてお尋ねをいたします。

○議長（古賀ひろ子） 尾上課長。

○健康福祉課長（尾上靖子） 定点当たりの報告数とは、対象となる感染症について全ての指定された各医療機関からの報告数を定点で割った値になります。福岡県では現在198か所の医療機関が指定されているようです。これにつきましては、1医療機関当たりの平均報告数を定点報告というふうになります。コロナにつきましては、患者数や病床使用率を地域ごとに分析し、感染症の流行の傾向を見ております。全数調査のように正確な数字ではございませんが、感染拡大に対する注意喚起など、予測での対応は可能となっております。定点報告につきましては、当町の動向につきましてはちょっと把握ができません。県内の動向の把握ということになります。

○議長（古賀ひろ子） 鳴海議員。

○議員（9番 鳴海圭矢） では、県内の動向を見て判断していくということだというふうに理解しております。

それでは、ちょうどこの一般質問の準備をしておりますとリアルタイムで現状がどんどん変わっていきまして、6月9日のニュースで厚労省が、全国の1週間の患者数とその前の週と比べて1.25倍になったというような発表を出しました。特に沖縄県を中心に感染拡大の傾向が見られるというふうにしております。次の質問で今後の感染拡大の可能性をどう捉えるのかという質問を考えておりましたが、原稿を準備している間に事態が進展して、厚労省が感染拡大の傾向が見られると発表したので、この質問についてはちょっと飛ばしたいと思います。

今後どういった対応をしていくのかということについて質問をしていきたいと思っております。具体的に言うと、マスクの着用について、積極的に外すよう推奨している自治体も全国の中にはあるようですけれども、当町ではどういった対応になっていくのか。併せて、そのほかの感染対策についてもお尋ねをいたします。

○議長（古賀ひろ子） 尾上課長。

○健康福祉課長（尾上靖子） 町としましては、国の方針、基本的な感染対策を進めていくことになると考えております。感染対策につきましては、事業主や個人の判断に委ねるというふうになっておりますが、その事業主、個人の方々が適切な判断ができるよう、感染リスクの周知やまた重症化リスクの高い方の注意喚起等を行ってまいりたいというふうに思っております。

また、やはり感染したのではないかとというふうに不安がある方につきましては、重症化する前

に医療機関にかかっていたきたいということで、医療機関の情報提供についても周知をして、早期受診等を勧奨していきたいというふうに考えております。

○議長（古賀ひろ子） 鳴海議員。

○議員（9番 鳴海圭矢） それでは最後に、町長にお尋ねをいたします。

このたびの新型コロナウイルス2類から5類への引下げは何を意味しているとお考えでしょうか。一部で言われているようなコロナ禍はもう既に終了した、そういうお考えでしょうか。率直にお尋ねをいたします。

○議長（古賀ひろ子） 安川町長。

○町長（安川茂伸） 5類への移行から1か月がたったわけですが、実は6月8日に町のホームページで、私の新型コロナウイルス感染症に関する町民の皆さんへのメッセージというものを発出しております。それを読み上げたいというふうに思いますが、新型コロナウイルス感染法上の位置づけが5類に引き下げられ、国や地方自治体による様々な行動制限がなくなってから1か月が経過しました。2020年1月、国内で新型コロナウイルス感染症の感染者が確認されてから3年4か月が経過し、私たちは合わせて8回の感染拡大の波を経験いたしました。その間、町民の皆さんにはワクチン接種をはじめ、マスクの着用や手洗い、3密の回避など、感染拡大防止への度重なる要請に御協力を頂き、誠にありがとうございました。また、町民の皆様の命を守るために最前線で新型コロナウイルス感染症と戦っていただいている医療従事者の皆さんには、心からの敬意と感謝を申し上げる次第でございます。

さて、先月末、4年ぶりに制限なしで開催された町内小中学校の運動会では、子どもたちの笑い声が戻り、保護者の応援の音がグラウンドに響いておりました。これまでのような日常が戻ってきたと実感した瞬間でもございました。

先ほど議員がおっしゃったように、一方で定点把握による全国の感染状況は、4月以降緩やかな上昇傾向が続いており、専門家の間では感染拡大の第9波も予想されております。新型コロナウイルスの法律上の位置づけが5類に引き下げられたからといって、新型コロナウイルス感染症がなくなったわけではありません。コロナウイルスなどの感染症に予防対策をしながら以前の生活に近づけていく新しい生活の始まりであると考えています。これまで私たちが学習し行ってきた基本的な感染対策は、新型コロナウイルス感染症のみならず、インフルエンザなどの感染症予防の有効な対策です。感染対策を心がけながら本格的なアフターコロナに向けて、町民、事業者の皆さんとともに社会の活性化、経済の再生に向けて取り組んでまいりますので、引き続き御協力をよろしくお願ひしますとメッセージを発信したところでございますが、今議員のお尋ねにありましたようなものをこの中に網羅して、町民の皆さんに発信をしておるところでございます。

答弁に代えたいと思います。

○議長（古賀ひろ子） 鳴海議員。

○議員（9番 鳴海圭矢） この質問を出したのが5月の25日でしたので、その間にいろいろ事態が変化して、若干ちょっとタイムラグも発生しておりますが、町長の見解、おおむね私は同意したいと思います。コロナ自体がまだ終わったわけではなくて、引き続き感染対策が必要なんだということは、それは私も全く同意でございます。もう率直に言えば私も早くマクスを外したいというところが正直な気持ちですが、しかしそのような気持ちとは別に、依然として警戒を要しなければならないとこういう客観的な状況、そういう情報が耳に入ってまいります。

WHOは5月5日、新型コロナウイルス感染症に関する国際的な公衆衛生上の緊急事態を終了するというふうに表明いたしました。しかし、テドロス・アダノム事務局長は会見の中で、新型コロナウイルスが世界の健康上の危機ではなくなったわけではないということを言っております。今、各国で最もやってはいけないのは、このニュースをきっかけに油断し、これまで構築してきたシステムを解体したり、国民に新型コロナウイルスを心配する必要はないというメッセージを発信することだと述べております。コロナ自体はまだ存在しているということを踏まえ、今後も科学的・医学的知見に基づき、状況をよく見定めた上での柔軟な対応を求めて、本当の意味でのコロナの終えん、町行政と町民が一体となって早くこのコロナが収束することを願ひまして、私の最初の質問を終わりたいと思います。

○議長（古賀ひろ子） 続けてどうぞ。鳴海議員。

○議員（9番 鳴海圭矢） それでは、2番目の質問に移ります。

飼い主のいない猫を地域住民の手で適切に管理を行う、いわゆる地域猫活動についての質問です。そもそも地域猫活動というのはどういうものなのかと、よく御存じない町民の方もおられると思いますので、この質問を通じて少しでも地域猫活動がどういうものなのかというものを知っていただけたらと思います。

かつて福岡県といえば殺処分数が全国でワーストに入っていた時期もありました。一昔前は役場から捕獲機を借りて捕まえたり、毒の入った餌をまいたりといったことが行われておりました。いまだに役場に犬や猫を持っていけば処分してくれると思っている町民の方も中には若干おられるようです。そこで、いま一度確認の意味で、地域猫活動とはそもそも何のためにやっているのか。どういった目的と意義を持って始まったんでしょうか。おさらいの意味を込めて、その点についてまずお尋ねをいたします。

○議長（古賀ひろ子） 久我環境農林課長。

○環境農林課長（久我政克） それでは、地域猫活動とはということで御説明申し上げます。

まず、犬や猫は、動物の愛護及び管理に関する法律により愛護動物と定められ、みだりに捕獲

し処分することが禁じられております。その一方で、毎年数多くの飼い主のいない猫、野良猫などが生まれ、過剰に繁殖した猫によるふん尿や鳴き声、ごみ荒らしなど、生活環境への被害に関する苦情が多数ございます。これらの猫による被害や苦情を地域の環境問題として捉え、地域住民の合意の下、その地域にお住まいの問題解決を行おうとする住民の方々、活動グループの方々でございますが、こちらが主体となって不妊去勢手術や一定のルールに基づいた餌やり、トイレの管理などを行います。これらのことが地域猫活動となります。福岡県でもホームページや報道を通じ啓蒙に取り組んでおります。

町といたしましても、地域猫活動の認知・理解を高めるため、ホームページの周知や地域猫活動サポーターの派遣、日本動物愛護協会からのポスターの掲示、譲渡会のお知らせなどを行っており、地域猫活動を始めたいとおっしゃるところへ職員が出向いて活動の詳しい内容の説明、活動における地域での協力の必要性をお話しし、継続して活動が行えるようにサポートしております。

以上です。

○議長（古賀ひろ子） 鳴海議員。

○議員（9番 鳴海圭矢） では町として地域猫活動の普及のために積極的に広報などを行って啓発活動を行っているということですね。それでは、現在、町内に地域猫活動グループというのは幾つぐらいあるのでしょうか。町が地域猫活動に取り組み出して、先ほど様々なことで宣伝とか広報を取り組んでいらっしゃるということですが、活動そのものはどうなんだろう、広がっていると言えるのでしょうか。どうなんだろう。その点の傾向についてお尋ねをいたします。

○議長（古賀ひろ子） 久我課長。

○環境農林課長（久我政克） 宇美町の地域猫活動は、平成26年度より始まり、現在、23地域で実施されております。地域猫活動を行われている地域は20地域前後で推移されており、不妊去勢手術が進み活動を終わられた地域もあれば、今年度は新しく3地域が活動を始められました。

以上です。

○議長（古賀ひろ子） 鳴海議員。

○議員（9番 鳴海圭矢） 分かりました。それでは地域猫活動、この私が住んでおります鎌倉区でも自治会として取り組もうじゃないかという話が出てくるんですけども、そういった中で簡単なマニュアルのようなものが渡されて、大体の基礎的なところは理解したつもりなんですけども、やはりマニュアルですから、本当に必要最低限の情報しか書いておりませんので、これ実際にやり出すと様々な疑問、悩みというか、そういうものが出てまいります。近所に飼い主が分からない猫がいるのだけでも、本当にこれ飼い主いないのか。それとも飼い主はいるんだけど、たまたま外を出歩いているだけなのか。飼い主がいないかどうかをどうやって認定すればいいのかと

か、餌はどの時間帯にあげればいいのか、どういう餌をあげればいいのかとか、実際やり出すと様々な疑問や悩みが出てくることあるんですけども、町としてはそういった細かい悩みとか疑問、町民が活動する上で出てくるそういった悩みや疑問に対してはどのように対応しているのでしょうか。

○議長（古賀ひろ子） 久我課長。

○環境農林課長（久我政克） 周知の件だというふうに今お話を受け取りましたが、ホームページに地域猫活動の支援事業の表題で2件掲載しております。広報においてはこの掲載はございません。あと福岡県から貸し出していただいておりますDVDがございますが、こちらが1本ございまして、当課の窓口においている状態でございます。

○議長（古賀ひろ子） 鳴海議員。

○議員（9番 鳴海圭矢） 分かりました。地域猫活動はほかのボランティア活動に比べて参加するハードルが非常に高いというふうに感じております。まず、そもそもやってる人が、猫が好き、生き物が好き、興味関心があることが望ましいと言えます。別に生き物を好きでなくてもやろうと思ったらできると思うんですが、生き物の世話をするとすると、毎日のことになりますので、時間とお金の問題がどうしても出てきます。そうなると思うのはなかなか言い難いんじゃないかなと思います。これはやっぱり時間とお金に余裕がないとこれはちょっと活動難しいんじゃないかと思うんですけども、例えば町としてその地域猫活動に対して、資金的な援助、何かやっておられるのかどうか、その点についてお尋ねをいたします。

○議長（古賀ひろ子） 久我課長。

○環境農林課長（久我政克） 現在、地域猫活動に対しまして不妊去勢手術の助成を補助を行っております。補助額といたしましては雄で1万6,000円、雌で2万6,000円となっております。この補助により、地域猫活動での不妊去勢手術は活動していただいている方への負担なしで行うことができっております。ただし、手術については、福岡県獣医師会地域猫不妊去勢手術協力動物病院での手術のみが補助の対象となっております。

そのほか、地域猫活動にはこれら以外にも費用負担が多いことは認識しております。餌代、トイレの管理費用、病気に対するワクチン代など、活動している方々の金銭的負担をどのようにカバーできるかを現在考えているところでございます。そこで、今年度はガバメントクラウドファンディングを計画しており、不妊去勢手術、手術時のワクチン費用などを捻出できるよう、現在準備を進めているところでございます。ガバメントクラウドファンディングにより、地域猫活動に少しでも補助ができるよう進めていくとともに、今後も町として資金面の補助として活用できるものを使いながら支援を行いたいと考えております。

以上です。

○議長（古賀ひろ子） 鳴海議員。

○議員（9番 鳴海圭矢） 先ほど説明がありました。手術代に関しては補助が出るということで、これも年間50件の予算が組まれておりますけれども、私は町全体のことを考えるとちょっとあまりにも少ないんじゃないかなというふうに思います。その話は一旦置いておきますけれども、手術というのは大体1回で終わりなんですけども、先ほども話にありました大変なのは日々の餌代ですよね。また場合によっては病院の検査代、こういったものもかかってまいります。一番安い餌をあげても餌代だけでも1匹1か月当たりやっぱり1,500円、2,000円は最低でもかかるんじゃないかと。質のいい餌をあげるんだったらもっと高くなる可能性もあります。今後、この活動を普及、広げていくためにはこういった金銭的な負担を軽減していくというのがやっぱりどうしても越えていかなければならない壁として、1つのネックとして出てくると思います。先ほど答弁にもありましたガバメントクラウドファンディングに取り組むということで、これが1つの打開策の1つであるというふうに捉えております。あくまでも地域猫というのは地域全体の問題ですので、猫を好きな人だけがやるというのであれば、将来的に不安を感じております。やはりこの地域猫活動を持続的に継続して発展させていくためには、やっぱり啓蒙活動、地域住民の皆さんにこの活動の趣旨というのをよく理解していただく。そして皆さんの協力が得られないと、特別な一部のやりたい人だけのやる気だけでは、なかなかこれから先の発展というのは難しいんじゃないかなというふうに思います。そこで、ある意味において殺処分というのは、結果や効率ということだけを考えてみれば合理的なのかもしれませんが、福岡県はそうではない道を選択したわけですね。それは、非常に困難を伴うかもしれませんが、それでも人道的な見地に立てば、残酷な殺処分よりも大分ましだというふうに言えると思います。まだ試行錯誤のさなかかもしれませんが、この地域猫活動の発展と不幸な犬猫がいなくなることを願ひまして、町にはその先頭に立ってぜひ頑張っていただきたい、このことを申し述べて2つ目の質問を終わります。

○議長（古賀ひろ子） ただいまから13時まで休憩に入ります。

11時55分休憩

.....
13時00分再開

○議長（古賀ひろ子） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

9番、鳴海議員。

○議員（9番 鳴海圭矢） 9番、鳴海です。午前中に引き続き、一般質問よろしくお願ひいたします。

3番目の質問に入ります。

昭和の森の一本松公園スケートボード場の今後の構想はということでお尋ねをいたします。

スケートボードというスポーツは、以前から若者の間で大変人気のあるスポーツですが、今までは10代後半から20代、いわゆる青年と言われる世代の人たちに人気があるスポーツだというふうに認識しておりましたけれども、最近では、町内でスケートボードを抱えた小学生らしき低学年の男の子を見かけることも珍しくなくなりました。大変幅広い世代の人たちから支持されて愛好されているスポーツなのだということを改めて認識をいたしました。

言うまでもなくということですが、2020年、東京オリンピックでストリートとパークがローラースポーツの追加種目に採用されました。また、ニュースにもなりました2024年、パリオリンピックで追加種目として実施される予定と。今後、ますます注目されるスポーツです。

ユーチューブなどを検索してみますと、昭和の森の一本松公園で検索してみますと、レポート動画が複数出てきて、キャンプ場の動画と一緒にスケートボードに行ってきたという動画も複数確認できて、これは注目を大変集めているということがこういうことから伺えるわけです。また、糟屋郡内では大変珍しい公設のスケートボード場でありますので、非常に今後に期待する施設であります。

さきの議会で予算組まれまして、工事を行うという説明がありましたけれども、今後スケートボード場、こういった形で、いつ頃完成となるのでしょうか。まず、そのことについてお尋ねをいたします。

○議長（古賀ひろ子） 藤木都市整備課長。

○都市整備課長（藤木義和） 都市整備課のほうから回答をさせていただきます。

現在のスケートボード場でございますけれども、平成30年に請願書が提出されて、31年に第1期工事を実施をしております。その中でも、今後の利用状況とか、その形態を見て拡張していくということで始まったようです。

令和5年度におきまして、今回拡張工事を予定をしております。拡張する理由に当たっては、初心者と上級者と混在する形で、衝突の危険もあるからということで拡張してほしいという要望がございましたので、今回は拡張のみの工事を実施をする予定としております。

その中で、今後の計画ということでございますけれども、今後の計画につきましては、かねてから一本松については、キャンプ場とかそういった利活用の要望もかなり多く上がっていることから、一本松公園の全体計画の中の一部として、その中で議論をさせていただき、完成を目指していきたいというふうに考えております。

○議長（古賀ひろ子） 鳴海議員。

○議員（9番 鳴海圭矢） 先ほど私も言いましたけれども、小学生らしき低学年の世代から青年世代、幅広い世代の利用者がいるということで、初心者と上級者を分けるために工事をするとい

うことで、これは必要な工事ですので、今後この工事が完成して、ますます利用者が増えるというのを私は願っております。

一本松公園全体の中、計画の中で今後どうするかということを決めていくそうなんですけれども、そのスケートボード場の管理運営に関しては、どういった形で行われていくのでしょうか。利用者の手作りのセッション、ジャンプ台とかいうのは、あれセッションというらしいんですけど、手作りのそういうセッションが幾つか置いてありまして、それ自体は特別問題はないと思うんですけど、見たところ大部老朽化というか、傷みが来ているようなんですけど、そういったメンテナンス等はどこがするのかとか、そういった問題も含めまして、スケートボード場の管理運営、どういう形で行っていくのか、その点についてお尋ねをいたします。

○議長（古賀ひろ子） 藤木課長。

○都市整備課長（藤木義和） お答えをさせていただきます。

まず、管理運営につきましては、通常の公園、一本松公園ですから公園の施設としての利用規約に加えまして、一本松公園内のスケートボード場には、別の管理規約を設けておりまして、現地のほうに貼り出しております。しかしながら、昨今の工事の進捗に合わせて、一部資材等も持ち込みを考えていますので、今のところは撤去をしております。工事が完了し次第、また利用規約は看板として貼り出しをしたいというふうに考えています。

それからセッション、俗に言うジャンプ台とかスラロームとか、障害物とかというのは、当時、第1期工事のときには、都市整備課のほうで平板だけを造って——平らな面だけを造って、障害物については、協会、スケートボード愛好家たちが自ら造って、持ち込んで使用されております。

確かに、現地を見ますと老朽化は進んでおりますけれども、我々の町の持ち物ではないから、自己責任の管理においてやっていただくということにしております。

○議長（古賀ひろ子） 鳴海議員。

○議員（9番 鳴海圭矢） 自己管理において利用してもらおうということですね。

ネットでは、注意や規則が書かれているのを確認できるんですけども、ネット以外のところでの注意喚起や呼びかけに対して、公園の中で貼り出しがされていると今ちょっと答弁の中であったと思うんですけども、ちょっとすみません。ちょっと私、現地行ったんですけど、それらしきものがちょっと見つけれなかったんですね。多分あるんだと、どっかにはあると思うんですけど、私はちょっと見つけれなかったもので、やっぱり今後ちょっと私でも誰でも分かるような形での掲示というのが、私は必要ではないかなというふうに思っております。

また、町外からの利用者も多いというふうに聞いておりますが、駅前などに案内板なども造って誘導するような、そういった取組もしたほうがいいのではないかと考えております。

今後、町の新たな魅力として、そういったふうに宣伝とかいろんな形でPRする計画などはあ

るのでしょうか。先ほど言いました案内板を造ったらどうかという提案も含めて、イベントの計画やネットを使った宣伝など、いろいろ考えられますけれども、こういったお考えをお持ちでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（古賀ひろ子） 藤木課長。

○都市整備課長（藤木義和） スケートボード場の案内ですけれども、現在ホームページと、1回はラインで広告した記憶がございます。

今後の取組ですけれども、まず、スケートボードの愛好者の方々が、今回、今年から令和5年度から、宇美町スポーツ協会の方に加入をされております。そういった協会の方々と、また会員の中には、福岡県のアーバンスポーツ促進事業のスケートボードインストラクターの資格を持って、福岡県の事業で一緒にスケートボードを教えているというような状況もございますので、そういった方々が、例えば宇美町にイベントを持ってくる、教室を持ってくる、そういったものの企画ができれば、町としても公園の利用申請、そういった手続においても前向きに取り組んでいきたいというふうに考えております。

拡張ができましたら、改めてホームページ等でもお知らせしたいと考えております。スポーツ協会の方々にも、宇美町としてPRできるような情報があれば提供していただきたいということ、今年の2月にも協会の方々とお話ししたときにも私のほうから話ししておりますので、今後そういった取組をやっていききたいというふうに考えております。

○議長（古賀ひろ子） 鳴海議員。

○議員（9番 鳴海圭矢） ぜひ、スポーツ協会ともがっちり協力して、前向きに取り組んでいただきたいというふうに思います。

それと、何回も言っていますが、利用者の年齢が大変幅広いようですけれども、地理的な問題から利用者が限られているんじゃないかというふうに思います。だいぶ山の中なので、やっぱり自動車がないと通にくいんじゃないかなというふうに思われます。特に低学年の利用者、家族と一緒にないと通うのが大変ではないかなと思います。多分、中には自転車で通っている小学生らしき男子も何人か見かけたんですけど、なかなか自転車で通うというのも大変だろうなというふうに思っていて、利用しやすくするためには、交通のアクセスをよくする必要があるんじゃないかなと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（古賀ひろ子） 藤木都市整備課長。

○都市整備課長（藤木義和） 確かに一本松公園の中にあって、交通アクセスはというところは疑問があったと思われま。今までは、西鉄の路線バスで、障子岳バス停から徒歩と。従前は、ハピネス号で本村バス停から徒歩という形になっていました。ただ、オンデマンドバスが運行開始されたことで、一本松公園を多くの方に利用していただきたいことを願ひまして、一本松

公園の入り口にオンデマンドバスの停留所を設けております。このオンデマンドバスが利用できますよというのは、もう既に公園のほうからホームページに掲載して、交通アクセスのオンデマンドバスも追加しておりますので、比較的、前に比べると利用しやすくなったのではないかとこのように考えております。

○議長（古賀ひろ子） 鳴海議員。

○議員（9番 鳴海圭矢） 一本松公園ののり一とのミーティングポイントですね。私も現地で確認いたしました。これでまた選択の幅が増えるので、交通アクセスがよくなったんじゃないかなというふうに思います。ただ少額とはいえ、やっぱりお金がかかるので、小学生にとってはやっぱり100円、200円もちょっと工面するの大変だったりすることもあるので、もうちょっと何とか金銭面で、小学生、お子さんでも気軽に通えるようななんか、何かの何がしかの方法が、今後検討されればいいんじゃないかなというふうに思っております。こういった取組で、今後さらに利用が増えるということを期待しております。

私としては、このスケートボード場、今後も町民に長く愛される施設になって、以前は、スケートボード場がなかったことによって、路上で練習する若者もいたようですけども、最近、もうすっかり見なくなったということで、このスケートボード場通じて、青少年の健全な育成、それが町の活性化につながるということを願ひまして、私の一般質問を終わりたいと思います。

以上です。

○議長（古賀ひろ子） 9番、鳴海議員の一般質問を終結します。

.....

○議長（古賀ひろ子） 通告番号3番。10番、白水議員。

○議員（10番 白水英至） 10番、白水です。

まず初めに、高齢者の生きがいづくりのため高齢者人材バンクの創設をということで質問したいと思います。

高齢者の豊富な知識や経験を社会のために生かし、高齢者が生きがいを感じ、生き生きと暮らしていただけるよう人材バンクの創設をすべきと思うが、町長の考えを聞きたいと思います。

まず初めに、間もなく人口も減少に転じ、生産年齢人口もさらに減少するなど、時代の転換期を迎えている。当町の65歳以上の人口と、また、将来の推移をお尋ねしたいと思います。

○議長（古賀ひろ子） 尾上健康福祉課長。

○健康福祉課長（尾上靖子） 健康福祉課から答弁させていただきます。

宇美町の65歳以上の人口につきましては、令和5年4月1日現在、3万7,082人の人口に対しまして1万714人で、高齢化率は28.89%になります。

福岡県全体の高齢化率が27.98%ですので、1ポイントほど県よりも高齢化率が高い状況

となっております。

国立社会保障・人口問題研究所の5年ごとの人口推計によりますと、宇美町の高齢者人口は、2025年までは増加し1万909人となりますが、その後は減少に転じて2030年には1万745人、2035年には1万434人となる見込みとなっております。

一方で高齢化率につきましては、全体の人口減少の影響で今後も増加しまして、2025年には30.5%、2030年には31.4%、15年後の2035年には31.9%になる見込みとなっております。

○議長（古賀ひろ子） 白水議員。

○議員（10番 白水英至） 大勢の高齢者がおられる中、若いときにいろんな職業につかれ、趣味や技術を持っている方が大勢おられると思います。ちなみに、人材登録制度の多くは、一般的に首長や団体からの推薦や資格が必要であったり、専門性のあるものが多かったわけでありまして。今回提案するのは、趣味や特技、これまでの経験を生かして活躍することを希望する、おおむね65歳以上の方を登録し、放課後子ども教室や学校ボランティア、町の団体など講師や指導員の派遣を希望する場で活躍していただくボランティア人材バンクであります。ちなみに便利屋さんではありません。

質問ですが、当町には元気な高齢者が大勢おられると思います。100年時代を見据えて、多彩な知識や経験を生かし、高齢者が活躍できる取組ができないかと思っております。高齢になっても住み慣れた地域で自分らしく生きがいを持って暮らし続けている人や、地域活動に意欲を持った高齢者の方々も大勢おられます。

例えば、どのようなボランティア活動があるのかを参考までに、今幾つか挙げてみました。読み聞かせなどが好きな方、書道や生け花関係の方、日本舞踊や着物の着つけ関係の方、防災関係に携わった方、アウトドアが得意な方、農業などをされた方、今はやりのDIYが得意な建築関係の方、パソコンやタブレットにたけている方、スポーツ関係の方など、挙げれば切りがないほど多種多様な職業や技術を体験された方がおられると思います。

聞くところによると当町には、ボランティア団体が3つほどあると聞いています。その内容をお尋ねしたいと思います。人数や職種、また費用弁償などが分かればお願いしたいと思います。

○議長（古賀ひろ子） 尾上課長。

○健康福祉課長（尾上靖子） 議員がおっしゃいますように、高齢者がはつらつと生きがいのある生活を送るためには、長い人生で培われた知識や技能が日常生活や地域社会で発揮でき、社会の重要な構成員として活躍できる場が必要であると思っております。

先ほど議員がおっしゃいました3つのボランティア活動とおっしゃいましたけれど、高齢者の方が活躍できる場として、町の中に3つほど事業を行っておりますので、そちらの御説明でよろ

しいでしょうか。（発言する者あり）

では、健康福祉課のほうからは、社会福祉協議会が行っております地域支えあい事業につきまして、御説明をさせていただきます。

宇美町の社会福祉協議会では、独自の事業といたしまして、高齢者世帯などの日常の困り事を助け合うことができる方を協力会員として登録して、高齢者世帯などからの依頼に応じて派遣する地域支えあい事業を実施しております。

内容につきましては、掃除や買物などの日常生活に必要なものや水道蛇口の修繕、植木の剪定などの知識や技能等必要とするものまで様々な内容となっております。

令和4年度の登録者数は、利用会員、お願いする方が124名、協力会員——これは支援する側ですが——は22名となっております。そのうち60歳以上の方が18名いらっしゃいます。

活動実績といたしましては、令和4年度の実績で145件の御利用がございました。

費用弁償につきましては、支援の内容によって少し変わってまいります、基本的には30分で400円というふうに社会福祉協議会のほうから説明を受けております。

健康福祉課からは以上です。

○議長（古賀ひろ子） 佐伯社会教育課長。

○社会教育課長（佐伯剛美） それでは、社会教育課のほうから、まなびサポートうみというものをやっておりますので、その説明を行いたいと思います。

社会教育課では、様々な知識や技術を持った方々を学習支援者として登録して、学校や地域等からの要請に応じて学習支援者を派遣する宇美町学習支援者派遣事業、まなびサポートうみという名前をつけておりますが、これを実施しているところでございます。

学習支援の内容につきましては、議員がおっしゃられたような内容にほぼほぼ合致してるかと思いますが、音楽、書道、読み聞かせなどの芸術文化をはじめ、体操やダンス、料理、全部で23種目ほどの登録をいただいております。学びたいけれども指導してくださる先生がいないとか、お悩みなそういう団体、そういったところにそういった方々を結びつけるという、そういう学びのサポートを行っているものでございます。

平成5年度の学習支援者の登録を先月まで行っておりましたが、個人で登録していただいている方は23名、そのうち60歳以上の方が12名いらっしゃいます。そのほか団体、いろんな読み聞かせ団体とか幾つかあるんですけども、そういう団体が8団体あるところでございます。

ちなみに、昨年の実績は年間に60件で、その前がコロナ禍でありましたので、ほぼほぼ派遣実績がなかったんですけども、令和元年度は年間で117件ということで、かなりの多くの要望がっております。

費用弁償に関しましては、1回当たりの講師が2時間以内という形で、旅費程度のものという

ことで1回1,000円という形で社会教育課のほうで支払っているところでございます。

以上です。

○議長（古賀ひろ子） 瓦田まちづくり課長。

○まちづくり課長（瓦田浩一） 失礼します。3件目でございます。まちづくり課が所管いたします、し〜ず・うみ内に設置をしております宇美町ボランティア町民活動支援センターふみらぼでは、町内における町民ボランティア活動の健全な発展及び町民の自主的かつ自発的な活動の促進を図るため、ボランティア活動の情報収集や提供、相談及び支援等に係る業務を行っております。こちらは、年齢枠等の制限はございません。

活動実績といたしましては、ふみらぼに来館をして見学、利用された方につきましては、令和4年度で455件、381人となっております。

主な内容は、窓口での直接相談や併設する会議室での定例会やワークショップの開催、またボランティア団体用のロッカーを使用した活動備品の整理、ふみらぼ内の印刷機・コピー機を使用した資料の印刷などとなっております。また、これとは別に電話相談された件数として、令和4年度で94件ございました。

以上でございます。

○議長（古賀ひろ子） 白水議員。

○議員（10番 白水英至） 分かりました。やはり職種がちょっと少ないということと、範囲がちょっと狭いなど。もっと幅広くいろんな活動をできるようにした方がいいんじゃないかなと思います。

次の質問入ります。

まず、対価を求めず奉仕活動を意気を感じる方もたくさんおられると思います。働く意欲のある高齢者をボランティア活動への参加を進め、高齢者の生きがいを兼ねて、活力あるまちづくりを目指したらと思いますが、そのところはどうか、お願いします。

○議長（古賀ひろ子） 尾上健康福祉課長。

○健康福祉課長（尾上靖子） 支えあい事業ほか高齢者の活躍の場というのは、先ほど3つの課で御説明をしましたが、これで十分というふうには思っておりません。そしてまた、多岐にわたる生活の中で必要なものについて、まだ開拓というかできてない部分もあるかと思います。まずそういったことについて、御存じない方もたくさんおられると思いますので、このことを町民の方向けに発信しまして、私はこんなことができますとか、例えば、社協の支えあい事業の中でも、まだまだ登録数が少ない状況でございますので、町民の方向けにもっとこういった事業内容を発信しまして、自分が今まで培ったものを生かせるものとして申し出ただくとか、それとか、こういうことに困っているのを助けてくれる人がいないかと、求められる方求める方等をもっと

幅を広げて、その内容的なものを充実させる必要があるのではないかというふうに思っております。

○議長（古賀ひろ子） 白水議員。

○議員（10番 白水英至） 私が今回提案しているのは、費用弁償とかそういうことを求めず、要するに対価を求めずということで。そして、今聞きますと3団体ぐらいの組織があるようですので、できましたら一元化して大きな人材バンクといいますか、そういうものに変更といいますか変えていったらどうかと思うんですけど……。

次の質問ですけど、例えば、小中学校で据付けの収納庫や棚などの備品の建てつけや修繕は、どのようにされているのかなと思いますが、多分、業者に依頼することがほとんどだと思います。中には、器用な先生がおられて修繕されているかもしれません。自分も以前、学校の修繕工事をしたことがあります。ボランティアでもできるような修繕工事もあります。多忙な教職員の代わりに、ボランティアで対応してくれる方がおられたら、どれだけ助かるか分かりません。感謝されることで、喜びや生きがいを感じられる方もたくさんおられると思います。

高齢者人材バンクについて、教職員の経験がある教育長の見解をお尋ねしたいと思います。

○議長（古賀ひろ子） 佐々木教育長。

○教育長（佐々木壮一郎） まず、議員御指摘のように、私は、やっぱり高齢者がアクティブに活動することは、非常に大事だと思っています。

現在、今おっしゃっていましたように、これまで学校の簡易な修繕等につきましては、教職員が対応することもありますし、中には、今学校では、公務員やスクールサポートスタッフを配置しております。そういう方が、学校の多忙状況への対応も現在しているところでございます。

また、コミュニティ・スクールで地域や保護者との連携により、高齢者の方にも御協力をいただいております。既にベースとなる制度はありますので、高齢者ボランティア支援につきましては、改めてその視点に立って考えていくことが大事だと思っています。その際、議員御指摘の人材バンクや組織づくりが必要になってくるとは思いますが、この学校内での教育活動については、校長裁量でございますので、校長会等を通じて、しっかり、今の話を受けまして協議をしてまいりたいと思います。

ちなみに、今学校のほうでもいろんな方に入っていただいて、ここにいらっしゃる議員の方にも、畑作りとか米作りのいろんなアドバイスとかサポートをしている、そういう教育活動の中に、しっかり高齢者の方にも入っていただいて、お互いに高齢者の方が元気になるような、子どもたちにとってはためになるような、そういう取組ができるように、先ほど言いましたように、しっかり校長会等を通じて指導してまいりたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（古賀ひろ子） 白水議員。

○議員（10番 白水英至） 最後になりますが、町民や団体、学校などの要請に応じて、生涯学習活動の支援をしていただくこのボランティア登録ですが、幾つも小さなそういったボランティア団体をつくるんじゃなくて、町として、まとまった大きな人材バンク、たくさんの経験者がおられるはずですから、そういった方を登録して派遣して、高齢者人材バンクの創設を検討したらと思うんですけども、最後に、町長の見解をお尋ねしたいと思います。

○議長（古賀ひろ子） 安川町長。

○町長（安川茂伸） 議員の質問の中に、もう既に答えがあるんじゃないかなというふうに思っております。

先ほど来、3課の課長のほうから、それぞれの取り組んでいるボランティアの登録についての説明があったところでございますけれども、利用する側からしたら、どこに行ったらいいのか分からんとか、そういうことになりかねないというふうに思っております。

それと、町内のボランティア——宇美町の方全員と思っておりますけれども、子どものためとか地域のためにボランティアをしてあげたいという気持ちを持っている人がほとんどだろうというふうに思っています。そういった意味でも、質問にありましたように、高齢者の方々を切り離して登録というよりも、今、お話があった3課のボランティアメニューの見直しや、ボランティアをしたいという方とボランティアを求める方の相談が、やっぱり双方の理解が行くようなボランティアコーディネーターの存在が必要であろうかなというふうに思っています。

そういう意味におきましては、し〜ず・うみ内にあります宇美町ボランティア活動・町民活動支援センターふみらぼ、ここがやはりその任を担うのが私は適当ではないかなというふうに思っております。

今、それぞれの課に行ってそれぞれの登録の方法があって、それぞれの派遣。それぞれのボランティア登録制度にはやっぱり成り立ちがそれぞれあったのであろうというふうに思いますけれども、やはりそこら辺を整理して、分かりやすい、例えば宇美町ボランティア活動・町民活動支援センターふみらぼに行けば、一元管理できていて、こういうボランティア団体がありますよとか、ここでは現在、個人のボランティアを登録をしておらないということでございますので、そういう意味においても、まずはこういう情報の整理、ふみらぼを中心とした情報の整理をしていくことが肝要ではなかろうかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（古賀ひろ子） 白水議員。

○議員（10番 白水英至） ありがとうございます。よろしく申し上げます。

次の質問入っていいですか。

○議長（古賀ひろ子） はい、どうぞ。続けてどうぞ。

○議員（10番 白水英至） 2問目に入ります。

宇美八幡宮周辺に門前町のにぎわいをということで、当町には歴史ある神社、宇美八幡宮があります。半世紀前までは門前町として周辺地域はにぎわいもありましたが、現在は面影もありません。周辺整備計画を立てて、昔のような活気あるまちづくりを考えたらと思っていますが。質問したいと思います。

宇美町がどのように見えているのか、印象を聞いたことがあります。印象としては、娯楽場がない、飲食店が少ない、遊ぶところがない、交通が不便、そういった当町に住んでいる若い方や、最近宇美町に引っ越してこられた方、また、お盆や正月に帰省された方、町外から遊びに来られた方、いろいろおられるんですけども、そういった方々から聞いた感想です。一番多かったのが、飲食店も少なくにぎわいがないというのが多かったです。住めば都といいますから、我々みたいに長く住んでいる人には、今が当たり前になっていて、現状が分かりにくくなっていると思います。

当町は、駅前周辺でいろんなイベントを年に数回開催されています。確かににぎわっていますが、効果は一時的なもので、にぎわいもそのときだけではないでしょうか。将来に向けて、地域経済や町の活性化について、どのようなビジョンを持っておられるのか、町長にお尋ねします。

○議長（古賀ひろ子） 安川町長。

○町長（安川茂伸） 私のビジョンでございますけれども、就任して1年3か月余りたつわけでございますけれども、当初から申し上げますように、5つのビジョンの下で新しいまちづくりにチャレンジをしてきたところでございます。

ビジョンと併せて、取組についても御報告をしたいというふうに思いますが、まず、1つ目のビジョンは、ふるさと宇美を誇りに思えるまちづくりでございます。まさに宇美八幡宮が誇りに思える町の1つのシンボルであろうかというふうに思いますけれども、これについては、昨年3月に町民憲章を策定し記念碑を造ったところでございます。また、これに合わせて、町立図書館をはじめ町内の小中学校におきまして、特設コーナーを持って町民憲章の啓発に取り組んだところではございます。

また取組、そういった中で、にぎわいを生み出すために、共働事業提案制度というのを昨年やりました。19事業だったと思いますけれども、今議員のお話にもありましたように、駅前等々でこういう活動があつて、宇美町を元気にしていこうという取組があつたのかなというふうに思っています。

また、2つ目のビジョンでございますけれども、子どもを安心して産み・育てることができ、新しい時代に対応した教育を受けることができるまちづくりということでございます。これにつ

きましては、出産・子育て応援事業に県内でいち早く取り組み、また、妊娠期から出産・子育てまでに一貫した相談支援の充実を図るとともに、国が創設した出産・子育て応援交付金等々を活用した事業を展開したところでございます。

また、3つ目でございますけれども、保健・福祉が充実したまちづくりということで、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、物価高騰に直面している町民の皆さんや事業者の負担を軽減するため、上水道基本料金を3か月減免する事業や、小学校給食費の2学期間の無償化を含む小中学校給食費等を軽減する事業などを実施したところでございます。

4つ目でございますけれども、あらゆる災害に強い安心・安全なまちづくりということで、先日、議員の皆さんにも御視察をいただきました町道竹ヶ下～桜ヶ丘線の災害復旧工事等を最優先に取り組んでまいりました。

5つ目のビジョンでございますけれども、快適な移動が可能となるまちづくりということで、A I オンデマンドバスの一との運行事業に取り組んで、2月1日から運行を開始しております。

また、スマートインター・道路交通網の整備や常態化している渋滞の緩和に向けて、国土交通省や九州地方整備局、福岡県に対して陳情要望活動を継続的に行っております。

まちづくりに対してのビジョンということでございますので、5つのビジョンを中心に、それを発展的に展開させて進めてきたところでございます。

○議長（古賀ひろ子） 白水議員。

○議員（10番 白水英至） 当町には、歴史ある神社、宇美八幡宮があります。本来なら、門前町として参拝客を相手に商工の業者が集まり、インフラ整備などをしてにぎわっているはずなんですけれども、半世紀以上何も変わっておりません。昔のほうがにぎわっていたと思います。

私の体験では、ある程度名前が通った神社では、駐車場が遠くにあり参拝するまでにかなり歩かなければなりません。そして、歩く途中で参拝者がお土産を買ったり、飲食をしたりして消費していただく、そこで初めて税金として町の収入となります。ちなみに、2日前の土曜日に太宰府天満宮に行ってきました。もう大勢の観光客でにぎわっていました。

以前、町から補助金を出して宇美八幡宮周辺を整備したことがあります。当町として、宇美八幡宮があることでメリットもあると思いますが、主にどのようなことを挙げられますか、担当課にお尋ねします。

○議長（古賀ひろ子） 瓦田まちづくり課長。

○まちづくり課長（瓦田浩一） まちづくり課のほうから回答をさせていただきます。

町外の方から、「宇美町のことは知らないけれど宇美八幡宮はよく知っています」や「子どもの安産祈願や七五三のために宇美八幡宮へお参りしました」、また「親子、孫の3世代でお参りしています」といったような大きなお声をお伺いいたします。町民にとっても古くから宇美八幡

宮の境内は、子どもの遊び場として、大人になってからも自分の子どもとの安らぎの場として存在しておると考えております。宇美町には、古くから子どもを中心として考え、大切にす文化が根づいていると考えますので、子育てしやすいまちづくりの施策を他の市町村と差別化し、イメージアップ戦略として打ち出す強みが宇美町にはあると考えております。

○議長（古賀ひろ子） 白水議員。

○議員（10番 白水英至） 今の宇美八幡宮は、神社内の駐車場に大型バスも入れるように入り口を拡張しています。こんな神社は見たことはありません。

昔は、参宮鉄道と言って、たくさんの方が汽車に乗り、参道を通り、参道——今の上宇美商店街です。そして、宇美八幡宮へ参拝されていました。祭りのときは流鏝馬もあり、たくさんの人でにぎわっていました。子どものとき祭りとなれば、わくわくと興奮したことを思い出します。自分たちの子どものときは、映画館が炭焼の大谷と上宇美商店街にもありました。パチンコ店もありました。飲食店もたくさんあってにぎわっていました。商店街は、大人や子どもたちの憩いの場所となっていたわけでありませう。

現在はどうか。家族や友人、その他団体で食事や遊びに行くときは、ほとんどの方が他町に出かけます。将来を見据えたとき、町のにぎわいや地域を活性化させるためには、当町のシンボリックな存在である宇美八幡宮周辺を整備し、門前町を復活させ、お土産店や飲食店等を開設して、宇美八幡宮を中心としたにぎわうまちづくり計画を立てるべきだと思いますがどうか。このまま何もしないのは得策ではありません。簡単でないことは分かっています。長期間かけた計画でいいと思います。将来の子どもたちや若者たちに、自分たちの町はすばらしいまちと自慢できるようにしてあげたらどうか。

最後に、町長に見解をお尋ねします。

○議長（古賀ひろ子） 安川町長。

○町長（安川茂伸） まさに、私の1つ目のビジョンであります、ふるさと宇美を誇りに思えるまちづくりの中心が、宇美八幡宮にあるのかなというふうには思っております。一方で、宇美八幡宮をまちづくりの中心に据えた計画というのなかなか難しいというのもございます。

まちの将来像の実現に向けては、今年度から第7次の総合計画によるまちづくりがスタートをしております。この計画は、御案内のとおり最上位の計画であり、これに基づいて分野ごとに関連計画が策定されておるわけですが、地域経済や活性化の分野においては、宇美町都市計画マスタープランの関連計画が1つに位置づけられるのではないかと考えています。

このプランは、2015年、平成27年に策定され、2035年、令和17年度を計画最終年度としておりますが、社会情勢に合わせて、今回打ち出しております7次の総合計画にも上げましたスマートインターチェンジの設置に向けて、今年度は基礎調査をやっておるわけございま

すけれども、基礎調査に合わせて、この計画の見直しをする必要があるというふうに思っております。

スマートインターチェンジの設置をすることによって、接道する道路が必ず変わってまいります。また、都市計画道路の志免宇美線とのジョイントも考えられることから、宇美町の都市機能が大きく変化するというふうに予想をされております。そういった意味でも期間を要すると思いますが、まずはこのスマートインターチェンジの設置の実現に向けて、あらゆる方面の力を借りながら、現在実施に向けて取り組んでおりますので、これを1つのキーワードにしてまいりたいというふうに思っております。

また先日、宇美町の企業懇談会の総会に出席をいたしましたけれども、企業懇談会30社余りの町内の企業が入っておりますけれども、スマートインターチェンジの設置については、非常に大きな期待を寄せていただいておりますということがひしひしと感じました。また、地元の選出の国会議員はもとより、県議会議員の方も協力してぜひ実現しましょうというふうなメッセージをいただいておりますので、実現に向けて鋭意取り組んでまいりたい。これによって、町の都市機能が大きく変化していくのではないかとこのように思っていますし、そのときに宇美八幡周辺がどうなるのかということも併せて議論する必要があるのかというふうに思っております。

○議長（古賀ひろ子） 白水議員。

○議員（10番 白水英至） 将来は、今お話しされたように、インターチェンジの計画があるということで、本当に楽しみにしたいと思います。それをきっかけに、今言ったような町の大改造と申しますか、そういった宇美八幡周辺の周辺整備と一緒にされていったらどうかと思います。これは、先ほども言いましたように、短期間でできるような問題じゃないんですね。それで、インターチェンジの計画も含めた、そして宇美八幡の周辺の整備もそうですが、何でもそうですけれども、引き継ぎと申しますか、例えば首長が替わったらそこで話が終わりじゃなくて、ちゃんとした計画をつくって、将来の宇美町の周辺整備にも力を入れてほしいと思います。

これで私の質問を終わります。

○議長（古賀ひろ子） 10番、白水議員の一般質問を終結します。

.....

○議長（古賀ひろ子） ただいまから14時まで休憩に入ります。

13時49分休憩

.....

14時00分再開

○議長（古賀ひろ子） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告番号4番。3番、高橋議員。

○議員（3番 高橋紳章） 3番、高橋紳章です。今回は、保育園の保育士の働き方について質問したいと思います。

先ほどからお話が出ていますが、コロナウイルス感染症が先月の8日から、2類から5類に引き下げられました。その影響で、市場の動きも例年どおりとはいかないにしても、活気が戻りつつあります。しかし、医療機関の先生方の話では、夏場に向けてひよっとすれば少しずつ感染者が増えてくるのではないかというふうな状況でもあります。そのために施設等では、マスク着用や消毒等がまだまだ必要ではないだろうかと考えます。

それでは、本題に入ります。

昨年来より取り上げられています保育士による保育施設での不適切な保育が問題になっているが、その背景には、保育士不足や保育士1人当たりに対する子どもの数が、業務量に見合わない低賃金などが要因ではないかと言われています。

そこで、保育士の待遇改善などとともに大事なのは、いかに負担を軽減するかではなかろうかと。保育士が本来、業務の保育に集中できる環境をいかに確保するか。保育園の仕事には、保育士でなければできない仕事と保育士でなくてもできる仕事があります。現状では、どちらも保育士の有資格者が行っているケースが多い。例えば、感染症予防のための遊具の消毒や園庭の整備、教具の発注などの仕事は、必ずしも保育士が行う必要はなく、保育士でなくてもできる仕事を行うスタッフ——保育支援者ともいいます——がいれば、保育士の本来の業務である保育と保護者への支援に集中することができ、質の高い保育が期待できます。

そこで、保育士の待遇や働き方の改善について質問したいと思います。

まずは、保育士本来の業務以外の仕事はどの程度あるか、お答え願いますか。

○議長（古賀ひろ子） 飯西こどもみらい課長。

○こどもみらい課長（飯西美咲） 町立保育園では、保育士が保育士業務に専念できるように、事務担当職として会計年度任用職員を雇用しており、保育士が保育以外の事務等の業務を行うことはほとんどございません。

なお、民間の保育園等におきましては、主に事務的業務は、担任を持たない園長、副園長、主任等が担当されていることが多いと聞いております。また、事務職員の雇用をされている園もあり、実態は園様々のようです。

民間保育園等の保育士の本来の業務以外の仕事の割合については、詳細には把握しておりませんが、保育士が子どもと向き合う時間が増え、保護者との信頼関係を築く時間をしっかりと確保する、その割合を増やすことが大事だと考えています。

○議長（古賀ひろ子） 高橋議員。

○議員（3番 高橋紳章） 保育士が、子どもと向き合う時間がたくさん増えて、保護者との信頼

関係を築く時間をしっかり確保していただければと思っております。

続きまして、保育士1人当たりに対して乳幼児の数は何人ぐらい担当されているか、受け持つておられるか、お答え願いますか。

○議長（古賀ひろ子） 飯西課長。

○こどもみらい課長（飯西美咲） 保育士1人に対する園児数は、児童福祉法に基づいた児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の中で定められており、認可保育園、認定こども園では、保育士1人にゼロ歳児は3人、1歳児・2歳児は6人、3歳児は20人、4歳児・5歳児は30人となっていますが、保育士は最低2名以上配置しなくてはならず、極端に言うと、預かっている3歳児が1人であったとしても2人の保育士を置くことが必要になってきます。

また、実態としては、障がいのあるお子さんや集団生活を送るに当たって困り事を抱えるお子さんに対し、適切な保育ができるよう基準に加えて保育士等を配置しています。

また、運営費加算等の仕組みにより、国の基準より多くの保育士を配置している園がほとんどとなっています。

○議長（古賀ひろ子） 高橋議員。

○議員（3番 高橋紳章） ありがとうございます。特に、今、発達障害という障がいを抱えるお子さんというのが増えてきている中で、この集団生活を送るに当たってのサポートというのが、非常に重要ではないかと思っておりますので、その辺りをしっかりとやっていただければと思っております。

3番目です、保育園では給食を出されていると思いますが、その中で、アレルギー対策や好き嫌いな食べ物の取組はどのようにされているのか。また、離乳食による事故が、この辺り、このところ続いているんですけども、それが事故が起こらないようにするためには、どのような対応をされているのかお答えください。

○議長（古賀ひろ子） 飯西課長。

○こどもみらい課長（飯西美咲） この食に関するところは、どの園でも、もちろん町立もですけども、とても気を配っている、とても注意深く対応しているものだと思っております。

町立保育園においては、保護者から食物アレルギー対応食申請書を提出していただきます。現在で、2つの園で10名のお子さんのアレルギー対応を行っております。

アレルギー対応食を提供する際には、厚生労働省の保育園によるアレルギー対応ガイドラインに基づき、トレーや食器の色分けによる視覚的区別、給食室から受け取る際の園児の名前や、除去食材の声出し確認、給食を食べる際の保育士の付き添いなど、誤食により重大事故が起きないように、園での生活の中でも特に細心の注意を払い対応しております。

園児が苦手な食に対する対応についてですが、これは、食材をより小さくしたり、「一口食べ

てみよう」など保育士が声かけをしたり、また、子どもの意思に応じ量の調節をするなどして、完食できた喜びを感じさせるなど、無理のない範囲での対応を行っております。

また、月1回給食検討会を開催し、栄養士・調理員・保育士による話し合いを行い、給食の質の向上を図っているところです。

園児向けには、子どもたちが園庭で育てた野菜を給食に取り入れたり、栄養士による年齢に応じた食べ物のお話を月1回行うなど、食育の取組を行っております。

保護者向けには、年6回給食だよりを配布し、食の重要性や食に関する情報発信をし、園だけでなく各家庭においても食について考えるきっかけになり、さらに苦手な食材の克服につなげていただければと期待しております。

次に、離乳食における対応ですが、アレルギー対応と同じように、保護者から入園時に、離乳食の進み具合や現在食べている食材を聞き取っています。また、実際に給食の時間に保護者に立ち会っていただき、御家庭で日頃お子さんが食べている量や食べさせ方、使っているスプーンの形状等の確認をさせていただくこともあります。

ゼロ歳児の給食時には、1人の保育士が一、二名の子どもを担当します。誤嚥による事故を防ぐために、当日の体調や機嫌を把握するとともに、1回で多くの量を詰めすぎないよう子どもの口に合った量を与えること、食べ物を飲み込んだことを確認すること、汁物など適切な水分を与えること、食事の提供中に驚かせないこと、食事中に眠くなっていないか、正しく座っているかなど、多くのことに注意を払っています。また、食後においても20分程度は、抱っこやお座りで過ごして誤嚥を防ぐようにしているところでございます。

○議長（古賀ひろ子） 高橋議員。

○議員（3番 高橋紳章） 特に乳幼児に関しては、事故が起こらないように、やはり若い保育士さん、まだ子育ての経験が少ない保育士さんに対しての乳幼児に対する子どもの扱い方等の研修とか、そういうような勉強の場というのも必要ではないかというふうに考えます。

次の質問に入りたいと思います。

保育所では、不適切な対応や言動、あるいは虐待等の事例がありますが、町内の施設では、そのようなことが起きていないのか。また、問題が発生したときには、どのような対応をされているのか、お答えできますか。

○議長（古賀ひろ子） 飯西課長。

○こどもみらい課長（飯西美咲） 全国各地の保育園等において、虐待等が行われたという事案が相次いでいることから、国において全国の認可保育所等の実態調査が行われました。町では、県からの依頼に基づき、認可外保育施設を含む町内全15保育施設を対象に調査を行ったところです。

調査の結果、全国で不適切な保育と判断されたケースは914件あり、このうち、暴力など虐待が確認されたケースは90件と公表されましたが、町内施設においては、虐待・不適切保育と判断される事案はありませんでした。

万が一、園から事案発生連絡・相談等があった場合においては、県の担当部署と情報を共有し、事案ごとにその対応について協議してまいりたいと考えております。

○議長（古賀ひろ子） 高橋議員。

○議員（3番 高橋紳章） この不適切な対応というのが、非常に今重要視されてきています。保育士さんが、乳幼児——保育時に子どもに対して、非常に言っちゃいけないような言葉を発せられることがあります。これがなかなか報告されていない部分が、見えないところがあると思うんです。そういう報告がですね。そういうのを繊細に情報を収集して、適切な対応、問題が起きないような必要性があるんじゃないかと思っておりますので、その辺りをよろしくお願いします。

続きまして、保育園で子どもの様子や保育の状況などを就学する小学校なんかには、どのように引き継ぎをされているのかについてお答え願います。

○議長（古賀ひろ子） 飯西課長。

○こどもみらい課長（飯西美咲） 保育園は、厚生労働省が制定した保育所保育指針により、保育園を修了する年長時の成長の記録を作成し、入学する小学校に保育所児童保育要録を送付することになっております。

この保育要録は、保育園の生活を通して、全体的・総合的に捉えた子どもの発達の姿や、就学後の指導に必要と考えられる配慮事項などを記録することで、保育園での子どもの様子を小学校へ引き継ぐものです。また、小学校に入学した後も、必要に応じて小学校の担任の先生等と児童についての情報共有を行っているところです。

○議長（古賀ひろ子） 高橋議員。

○議員（3番 高橋紳章） 保育園でのゼロ歳児から6歳までの教育の中で、一番重要な部分じゃないかと思っておりますので、しっかりとした引き継ぎをやっていただきたい。そうすると、小学校に上がった子どもたちも、先生たちも、非常に対応ができやすくていいんじゃないかと思っております。特にやっぱり障がいのあるお子さんに関しては、ぜひともそれをやっていただきたいというふうな考えます。

続きまして、今、保育士不足の要因である働き方の待遇や働き方について、改善されている取組、それから現状と今後の予定は、どのように考えてあるのかということをお答えください。

○議長（古賀ひろ子） 飯西課長。

○こどもみらい課長（飯西美咲） 国における保育士の待遇・処遇改善についてですが、現在、3歳児において、保育士1人が保育する園児の人数を国の配置基準の20人から15人に減らし

た場合、運営費を加算する仕組みがあり、町内全ての認可保育園において実施されています。

処遇改善等加算として、職員の平均勤続年数に応じた加算、役職に応じた加算、3%——これは月額9,000円程度になりますが——の賃金改善を行うための加算が給付の中に措置されているところです。

また、町独自の取組としては、心身に障がいや有するなど支援を必要とする児童に対して、保育士または保育補助員を加配した場合の保育士等に係る人件費の一部を補助しております。

次に、働き方についての改善の取組ですが、民間保育園では、勤務シフトの調整や多様な働き方を取り入れたり、また保育士の業務負担軽減を図るため、ICT等を活用した園児の登降園管理、保護者との連絡や保育の計画記録などのシステムの導入が進んでいるようでございます。

今後の取組としては、令和5年度に発足した町内の保育園・幼稚園の園長で組織する園長会を中心として、町内の保育園・幼稚園を一堂に会して、合同就職説明会を開催する計画としております。これにより、保育士を目指す学生や資格者に、宇美町の各園の特徴や子育て支援の施策等を知っていただくとともに、意欲ある優秀な保育士の人材を確保し、保育士不足の解消を図っていきたいと考えています。

今後も少しずつですが、このような取組を継続的に行うことにより、園の垣根を越えて、宇美町の子どもを町全体で育てていくという機運を高めていくとともに、宇美町で働く保育士の仕事が魅力的でやりがいのある仕事であることを発信し、保育士の処遇改善や保育の質の向上、働き方改善につなげていければと考えています。

○議長（古賀ひろ子） 高橋議員。

○議員（3番 高橋紳章） 今すばらしい取組をされていますけれども、やはり保育士さんの募集があってもなかなか手が足りないというのが、やはりその待遇面だろうと思います。待遇面も必要ですし、やっぱり働き負担増ですね。周りから聞くと保育士は大変だよと。もう1人で何でもやらなきゃいけないというふうな声が結構聞かれますので、その辺りも改善を含めて人材確保されるように努力をお願いします。

続きまして、安全な保育環境や保育士が働きやすい職場環境にするために、保育支援者を雇用する民間保育所などに、保育体制強化事業というのがあります。

この保育体制強化事業とは、地域住民や子育て経験者など、地域の多数な人材を保育に係る周辺業務に活用し、保育士の負担を軽減することによって、保育の体制を強化し、保育士の就業継続や離職防止を図り、保育士が働きやすい職場環境を整備するとともに、児童の園外活動の安全を図ることを目的としています。

補助額とすれば、1か所当たり月額10万円で、負担割合は、国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1となり、業務の内容によっては加算などもある事業でございます。

具体的には、遊ぶ場所の消毒・清掃や給食の配膳、寝具の用意、園外活動の見守りなどの保育士の負担軽減を要する業務であるということになっています。

こういう制度があることの、補助金が交付されていますが、こういう制度を事業者への周知はされていますか、お答え願います。

○議長（古賀ひろ子） 飯西課長。

○こどもみらい課長（飯西美咲） 保育体制強化事業は、平成26年度から開始された事業ですが、事業開始から現在まで、この事業を活用した保育施設はございません。

今後も周知については、園長会等で続けていきたいと考えております。

○議長（古賀ひろ子） 高橋議員。

○議員（3番 高橋紳章） ぜひとも、こういう国の制度がございますので、活用するべきだと考えますので、こういうのを積極的に周知していただいて、保育士の改善を図るということを目指していただきたいというふうに思います。

続きまして、僕の最後の質問になりますが、今回、子育て世代をサポートするこども家庭センターというのが設立されますが、これはどのような活動を展開していくか、どのように活動するのかというのを教えてください。

○議長（古賀ひろ子） 飯西課長。

○こどもみらい課長（飯西美咲） 令和6年4月開設予定のこども家庭センターは、第7次総合計画の施策の子育て支援の充実の1つであり、全ての妊産婦、子育て世代、子どもへ一体的に相談支援を行う機関です。

具体的には、妊娠や出産、子ども・子育てに関する全般の相談や虐待・ヤングケアラーなど、妊娠・出産から子育てに関する切れ目ない相談支援を行っていきます。

センターには、保育士・社会福祉士・保健師等の福祉と保健の専門職員を配置し、一人一人の悩み事や相談にきめ細かく寄り添った支援を行い、気軽に相談できる雰囲気をつくり、宇美町で子育てしてよかったと思われる活動を展開していきたいと思っています。

町の宝である子どもが、家族をはじめ友人や地域の人々の深い愛情や思いやりで育ち、子育てをする全ての人が、安心して子どもを産み、安心して子どもを育てることができる子育ての町、子育てするなら宇美町でを目指してまいります。

○議長（古賀ひろ子） 高橋議員。

○議員（3番 高橋紳章） ありがとうございます。産み育てる町なら宇美がいいのキャッチフレーズに沿った支援センターの今後の活動が、多くの子育て世代に反映されることを期待しまして、私の質問を終わります。

○議長（古賀ひろ子） 3番、高橋議員の一般質問を終結します。

本日の日程第1、一般質問を終わります。

○議長（古賀ひろ子） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会することにいたしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） 異議なしと認めます。

本日はこれで散会いたします。

○議会事務局長（太田美和） 起立願います。礼。お疲れさまでした。

14時23分散会
